

令和3年第2回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年6月16日（水曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 1号 御宿町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 2号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 3号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 8 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 9 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(御宿町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 10 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(御宿町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 11 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(御宿町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 12 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度御宿町一般会計補正予算第2号)
- 日程第 13 議案第 5号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 6号 御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 7号 町道路線の廃止について
- 日程第 16 議案第 8号 令和3年度御宿町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 17 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する

請願書

日程第18 請願第2号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書

本日の会議に付した事件

日程第18まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出について

追加日程第2 発議第2号 国における2022年度教育予算拡充に関する意見書提出について

出席議員（11名）

1番	岡本光代君	2番	田中とよ子君
4番	土井茂夫君	5番	立野暁広君
6番	藤井利一君	7番	貝塚嘉軼君
8番	高橋金幹君	9番	伊藤博明君
10番	堀川賢治君	11番	北村昭彦君
12番	滝口一浩君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	前森勤君
総務課長	殿岡豊君	企画財政課長	金井亜紀子君
産業観光課長	渡邊和弥君	教育課長	吉野信次君
建設環境課長	渡辺晴久君	税務住民課長	齋藤浩君
保健福祉課長	田邊義博君	会計室長	大竹伸弘君

事務局職員出席者

事務局長 埋田楨久君 主 事 市川可奈君

◎開会の宣告

○議長（土井茂夫君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にご報告申し上げます。

御宿町町議会議員、市東和之君が去る5月2日にご逝去されました。

ここに謹んで哀悼の意を表します。

故市東和之君のご冥福を祈り、黙禱をささげたいと思います。

場内の皆様のご起立をお願い申し上げます。

黙禱。

（黙禱）

○議長（土井茂夫君） 黙禱を終わります。ご着席ください。

ご協力ありがとうございました。

本日、令和3年第2回定例会が招集されました。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和3年6月招集御宿町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

新型コロナウイルス感染防止のため、席と席の間にパーティションを置きました。このため、一般質問に対する答弁、議案説明及び質疑応答については、着席のまま発言してください。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。また、携帯電話の類は使用できませんので、電源をお切りください。

また、暑い方は上着を脱いでも結構です。

（午前 9時00分）

◎会議録署名人の指名について

○議長（土井茂夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。2番、田中とよ子君、5番、立野暁広君にお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（土井茂夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期は、あらかじめ配付した日程により本日1日限りとし、諸般の報告の後、3名の一般質問を行い、報告第1号から第3号、諮問第1号、議案第1号から第8号及び請願第1号、第2号を順次上程の上、質疑、採決を行い、散会いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

◎諸般の報告について

○議長（土井茂夫君） 日程第3、諸般の報告について。

議長の諸般の報告については、あらかじめ配付した報告書のとおりですのでご確認ください。

続きまして、石田町長から、議案の提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

（町長 石田義廣君 登壇）

○町長（石田義廣君） 本日ここに令和3年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件につきましては、予算の繰越しに係る報告3件、諮問1件、専決処分の承認4件、条例改正2件、町道路線の廃止1件、補正予算案1件、計12件についてご審議をいただきますが、開会に先立ちまして、各議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

まず、今定例会でご提案いたします議案の概要について説明を申し上げます。

報告第1号 御宿町水道事業会計予算繰越計算書については、令和2年度水道事業会計予算

について、別添、繰越計算書のとおり調製いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、本議会に報告するものでございます。

報告第2号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、令和2年度御宿町一般会計における繰越明許費について、別添、繰越明許費繰越計算書のとおり調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

報告第3号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書についてですが、令和2年度御宿町一般会計における事故繰越しについて、別添、事故繰越し繰越計算書のとおり調製いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきましては、本年9月30日をもちまして任期満了となります人権擁護委員江澤勝昌氏に代わりまして、井上富士子氏を同委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。井上富士子氏の略歴につきましては別紙のとおりでございます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（御宿町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について）ですが、本案は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が交付されまして、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正されたところであり、令和3年4月1日の施行に伴い、御宿町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を3月26日に専決処分したものでございます。

主な改正内容につきましては、介護現場の業務の効率化及び負担軽減、感染症や災害への対応強化、ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保、利用者の自立支援、重度化防止の取組の推進に関する規程等の整備を行ったものでございます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（御宿町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について）は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、指定介護、予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正され、令和3年4月1日から施行されたことに伴いまして、御宿町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を3月26日に専決処分したもので

でございます。

主な改正内容につきましては、介護現場の業務効率化及び負担軽減、感染症や災害への対応の強化、利用者の自立支援、重度化防止の取組の推進に関する規定等の整備でございます。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（御宿町税条例等の一部を改正する条例の制定について）ですが、本案は地方税法の一部を改正する法律及び関連法令が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日施行の改正が含まれていることから、御宿町税条例等の一部を改正する条例を3月31日に専決処分したものでございます。

主な改正内容につきましては、個人住民税における給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書や退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止、軽自動車税における環境性能割の税率及び賦課徴収の特例に係る読替規定を対象に追加、固定資産税では、固定資産税の特例の延長に伴う規定の整備や地方税法附則第15条第2項第1号の条例に定める割合の改廃に伴う規定の整備を行ったものでございます。

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度御宿町一般会計補正予算第2号）ですが、昨年度より新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種についての迅速かつ適切な実行の指示がなされているところであり、本町といたしましても引き続き速やかにワクチン接種体制を確保するため、補正予算の専決処分を行ったものでございます。

本予算につきましては、町民の暮らしを守るものとして特に緊急を要するもので、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和3年5月13日に地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度御宿町一般会計補正予算第2号を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。補正額につきましては、歳入歳出ともに637万8,000円を追加し、補正後の予算総額を36億9,443万5,000円とするものでございます。

議案第5号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定についてですが、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が公布されたことに伴い、御宿町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、個人住民税や公的年金等受給者の扶養親族申告書における控除対象扶養親族の見直しに伴う整備、特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例の延長について、所要の規定の整備を行うため、御宿町税条例の一部を改正するものでございます。

議案第6号 御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構のマイナンバーカードに係る事務に要する経費の取扱いについて明確化された

ことに伴いまして、市町村での手数料の取扱いが不要になったことから、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第7号 町道路線の廃止についてですが、七本地先の町道1路線について、当該地の開発行為を行っている事業者から払下げ申請がありました。現地の状況を確認いたしましたところ、道路の利用実態がなく、利害関係人の同意を得ていることから、町道路線の廃止を提案するものでございます。

議案第8号 令和3年度御宿町一般会計補正予算案（第3号）ですが、今回お願いいたします補正予算は歳入歳出ともに3,828万1,000円を追加し、補正後の予算総額を37億3,271万6,000円とするものでございます。

本補正予算の内容につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして各公共施設を整備するほか、コロナ禍での夏期観光事業運営経費や、中学校ネットワークシステムの整備、夷隅医師会への支援金負担、さらには低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の給付や、消防関係工事等について予算措置をお願いするものでございます。

ただいま申し上げました議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、慎重なるご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、諸般の報告を申し上げます。

私の公務の日程の報告につきましては、配付させていただきましたお手元の資料のとおりでございます。

諸般の報告につきまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る進捗状況につきましては、6月4日に開催されました議員協議会にてご説明を申し上げましたが、その後の進捗についてご報告をいたします。

6月10日現在におきまして、65歳以上の皆様の1回目、2回目の接種予約は5,915人のところ、接種者数は2,122人であります。また、16歳以上64歳までの皆様の接種意向調査を6月4日に実施いたしました。そして、昨日6月15日に2,952人の皆様に接種券を発送したところでございます。

これから8月上旬に、基礎疾患を有する方及び60歳から64歳までの皆様の優先接種を開始いたしまして、9月の下旬をもって65歳以上の皆様や16歳以上65歳未満の皆様への接種を全て完了する予定でございます。

以上、諸般の報告でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（土井茂夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（土井茂夫君） 日程第4、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、同一の質問について3回を超えることができないことになっていますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

◇ 滝 口 一 浩 君

○議長（土井茂夫君） 通告順により、12番、滝口一浩君、登壇の上、ご質問願います。

（12番 滝口一浩君 登壇）

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口です。議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。マスクは取っても大丈夫ですか。

（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

○12番（滝口一浩君） 大丈夫ですか、ありがとうございます。

まず最初に、魅力ある地域づくり及び地域活性化について、いつもこの題名で一般質問をさせていただいておりますが、今回、今、コロナ禍ではありますが、今後の経済対策、また、コロナ後の経済対策について、今回は質問させていただきます。

まず、町有地の活用についてですが、現在、町では地図混乱地域での測量を須賀と浜地先で行っています。土地の測量が完了すれば売買等も可能になります。売買を含めた町有地の活用について、町はどのように考えているのか、まずはざっくりその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 町有地の活用ということでございますが、地図混乱地域の測量につきましては、町総合計画に基づき、平成24年度から六軒町浦中地先、新町、六軒町の赤樽地先と計画的に進めており、現在は須賀山谷場地先と浜本場地先の測量業務を令和2年度から令和6年度までの5年計画で実施をしております。

売買を含めた町有地の活用について、町はどのように考えているのかとのご質問でございますが、町総合計画に地図混乱地域を整備し、買受け希望のある貸付け土地の積極的な売却を引

き続き進めるとありますとおり、貸付け宅地の買受け希望の意思を示されている方につきましては、整備が整い次第、売却を進めていきたいというふうに考えております。

しかしながら、この地図混乱地域というところは海岸に近く、御宿のリゾート地の一角を担う重要な場所の一つと認識しておりますので、売却等にあたりましては、入札による売却方法など様々な方法を検討し、公平公正な運営を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、町有地を多く保有するという事は、維持費や人件費などの管理コストがかかるほか、税収入にも影響することから、町有財産の適正な管理に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○12番（滝口一浩君） ありがとうございます。この件に関しましては、もう数年前から早めに、お金がかかることなので、なかなか進まなかったわけですが、私も数年前からここをもうきっちりしたほうがいいと、今やっているのが遅いぐらいになっているということは、今、コロナ禍である意味不動産ミニバブルが、コロナバブルが起こっているような状況があつて、相当富裕層の方とか、移住定住をはじめ、低迷している業界の中でも、不動産業界はまだ救われているようなことが、今現実には起こっています。

まして、御宿町の一番注目されているところが、この須賀浜地区の中でも、海岸道路と国道の間の土地、これは意外と物件がないんですよ。町有地も結構道路を隔てて海側にあつても、貸してあるそのまんまの人や、非常に低い、昔の話なので仕方がないかもしれないんですけども、年間使用料が相当安い値段で貸していることもあつて、そのまんまの状態になっているのと、測量が切れなくて、町有地に住んでいる方も、売却したくても売却できない民地の人もいる中で、ちなみにこの須賀浜の今度の係る予算は幾らですか。おおよそでいいです、大体の予算で。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 5年間で予算が2,884万5,348円になります。

○12番（滝口一浩君） すみません、突然予算のことになって。大体4,000万円ぐらいかかるんじゃないと言われていたのが、一応2,800万円ということなんですけれども、町がよく、町は予算を使うのは得意なんですけれども、稼ぐことが不得意だというのが、我々も民間業者として、いろいろ町との施策の中で関わった中で非常にやはり事業としてはやりにくいようなことも思っていて、また、稼ぐことをできないみたいなことを思っているわけですね。2,800万円は確かに大金なんですけれども、例えば1か所だけでも、ここの場所は比較的ほかの地区に比べて単価も今は上がっているような状況もあつて、売却する場所さえあれば、一発でその

金額をクリアできるようなことにもなります。まして幾つかのほかの市町村に比べて、御宿町のこの地域は、町有地があって、やたらに売れないとは思いますが、売ろうと思えばその辺は予算は幾らでも取り戻すというか、利益をもたらすことはできると僕は思っています。

ただしかし、ここは御宿町にとって国道沿いの商店街とか駅前道路の商店街をはじめ、御宿町でも商店街と呼べるところが、他の地域から来る人にしてみれば全くないのと一緒な感じで、じゃ、どこを中心に育てていくのかというと、商業施設としてでも、須賀浜の一角は魅力ある商業施設になりかねない。だから、ある程度のマスタープランをつくらないと、この5年間の間に、遅いぐらいですけれども、いけないと思います。

ただしかし、これは順調に進むかということ、私も職業柄ここで測量をしている方と何回か、毎日やっていますので、お会いして話しても、非常に厳しいと。なかなかすんなりいかないんじゃないかなという見解もある中で、じゃ、その場合、1人詰まった場合、どうしたらいいんだ、大金かけても全くそこまで、売却するまでのところにも到達しないという前例が既に出て、先ほど課長も言っていました、六軒町の488、これも数年前に2,000万円近くのお金をかけても、1人の方のおかげで全くここが、土地が切れないような状況に陥っています。

その辺もクリアしない中で須賀浜に突入しているわけですが、この辺の六軒町の488に関して、私の知る限り、事務方の人たちは、地主の方のところに行って、頭を下げてもなかなか応じてくれない、これはトップ自らが行って説得するなり、顧問弁護士を立てて、何とかしないと一生かかってでも、もうこの地区はどうしようもないことになって、せっかくこの六軒町の488で、今まさに、数年前までは大したあれじゃなかった、結構東京の方からしてみると、いい地域なので、この辺に関して、町長、今言いましたけれども、1人の方のおかげでここが全滅している状況があるので、その辺はどうなっているのか、町長にその辺はお聞きしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 六軒町地先の件でございますが、土地所有者の方といたしますか、言わば困難な中にある部分については、しっかりと把握をしておりますが、ご指摘のとおり、とにかく解決しなくちゃいけないということで、該当する方が非常に、いろんなご意見を持っていて、なかなかハードルを越え切れないということがありまして、状況にあります。

しかしながら、とにかく解決しなくちゃいけないと思っておりますので。今、コロナの中でありまして、先般も計画を立てまして、私が一人でお伺いしようかなと思ったんですが、まだほかの方々からも、ちょっとコロナ状況があるのではということで、これが緊急事態宣言が収ま

って、少し落ち着いたら、まずは私が、私はその方にはお目にかかったことはないですね、行って、お話を伺って、何らかの解決の道を探りたいと思っています。

以上です。

○12番（滝口一浩君） この辺は、多分もう石田町長になる前からの話だと了解しているわけですが、誰かがけりをつけなきゃいけないのと、こういう今コロナ禍ではありますが、そうはいつでも、町の不利益になるようなことですので、これはしっかりと、不動産に関わることしている方があるような考え方で相当、今回も貯水槽の話もあるわけですが、やはり結構慎重に気をつけてやらなきゃいけないのと、あとは踏み込んでいかなきゃいけないと思うんですね。その辺は、六軒町の488に関しては、もうこれは須賀浜と並行して、早急に何とかアクションを起こしていただきたいなと思っております。

ちなみに、海岸線のインフラ整備等で、次の質問ともつながるんですが、その前に、この須賀浜を、じゃ、なぜ今この須賀浜の混乱地域をやるのかという目的がいまいち、それは売却を本当に進めていくのかということがちょっと疑問というのが、全くこの一、二年の間に町有地の売却って進んでいるのかなという質問をよく住民の方から聞かれるわけですね。というのも、町の売る土地というのは、一応は公売にして公にしないとはいけないと思うんですが、隣の方だったりとか、町有地を借りている方とかに買ってもらうようなこともできるわけで、実際、財政もなかなか厳しいような状況で、人口もどんどん減って、企業もなかなか元気のある大手の企業というのもなかなかないわけで、そんな中でこの目的ですね、須賀浜の繰り返しになると思うんですが、町長はこの須賀浜のところをどういうふうに進めて、目標の売却金額とかが決まっているのか、切れたら売る町有地が何か所があるのかという、具体的なことが決まっているのか、分からなければいいんですが、その辺はどうですかね。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 結論から申し上げますと、金額等については決まっているわけではありません。

この海岸線の非常に貴重な土地といいますか、御宿町にとりまして非常に大きな財産であり資産であると考えておりますが、基本的な対応については、先ほど企画財政課長が述べたとおりでございますが、町有地の活用にあたりまして、町の保有する資源を有効かつ効果的に活用しながら地域振興に努めるということで、売却にあたりましては、当該土地については関連、関係する事業や産業の状況などを勘案しつつ、自主財源の確保の観点も考慮しながら、町有地の積極的な売却は進めていきたいと考えております。

以上です。

○12番（滝口一浩君） この辺は、質問はこの辺にしまして、まだ先もちょっと長いもので、この土地に関して、すぐに今年、来年ぐらいにどうのこうのという、多分ことにはならないと思うんですけども、その辺に関連しまして、次の海岸線のインフラ整備等について、これは海岸道路から主に海側のことなんですけれども、特に須賀浜地先については、現在、宿泊業者の廃業などが続いて、大きな建物が未利用のままになっています。

御宿の美しい海岸を楽しめる地区であることから、町有地も含めて活用等を検討していく必要があると考えますが、町はどのように考えているのかということは、海岸道路から名前、ホテルですね、ホテルが廃業したままになって、3年間放置されたまま、その近隣も多少町有地も含めて、貸しちゃっていることもあるんですけども、草だらけだと。一等地が非常に醜いような状況になっているわけです。

御宿に今来ている外国人の方だとか、別荘を求めている方だとか、セカンドハウスを求めている方から言わせると、そこの町有地の土地とか目がけて来るわけですね。不動産屋さんよりなかなか詳しいような人たちが来て、そこをきれいにすれば町がきれいになって、建物を建てれば景観もよくなっていいじゃないか、何で売れないんだみたいなことをよく言われるんですけども、それは町に言ってくれみたいなことを私も言うわけですけども、まずは町有地に関してはまたなかなか難しい問題もあるので、そのことじゃなくて、今日、僕は朝の5時半ですね、海に入ってきて、ホテル前からおか側を眺めていて、全く海はきれいですけども、寂れた観光地の印象を持つわけですよ。おからを見ると大して感じないかもしれないんですけども、俗に言う、一番栄えていた頃のホテルが、今も言ったとおり3年間そのまんまのような状況になっていまして、非常にこれはせっぱ詰まった問題だと思う。隣の3階建ての宿泊所も、オーナーは替わってもそのまま、閉鎖のままです。唯一頑張ってくれているサヤン・テラスさんが本当に頑張ってくれているから、まだ明かりがついていいんですけども、この2つが思いつき切り海から見渡す限りもう廃墟と、1つはリノベーションをかけてきれいにはなっていませんけれども、営業とかはしていないですけども、ホテルのほうはもう廃墟と化して、これは早く何とかしないと、観光地と呼ばれる御宿町にとっては負の遺産になりつつあると思います。

この辺に関して、売却した先の企業とかは、多分ご存知だとは皆さん思うわけですが、町長はこの企業にトップ自らアプローチをかけたことがあるのか。それとも、これはぜひ、もしまだアプローチをかけていないようでしたら、早急に議会も含めて、社長を呼び出して、このままじゃ御宿のためによくないからということで、どんな考えを持っているのか、その辺を僕は

町長にぜひコンタクトを取ってもらって、その方と進めなきゃいけないと思っているんですけども、その辺に関してはどうでしょうかね。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 海岸線におけるインフラ整備等というご質問でございますが、大型宿泊施設の未利用につきましては、今情報収集に当たっているところであります。

先日、所有者の方と間接的に連絡が取れたわけでございますが、当初は2019年の開業を目指したということでございますが、事情により延びていますということ、また、コロナ禍も加わりまして、計画立案が遅れているということでございます。東京近郊におけるリゾートホテルの再生を目指すということでございます。今後とも情報収集に当たっていきますが、今、間に入っている方を通じてお会いする日程調整を、お会いできると思うんですがね。まだ日程は決まっていないので、日程調整をしていただいているところですが、またいろんな情報をつかむことができましたら、皆さんにもお知らせしたいなと思います。

以上です。

○12番（滝口一浩君） この辺に関しては、執行部だけじゃなくて、町づくり、我々も、議会も関わっているわけで、ご質問等がありますので、個人で会おうと思えば全然簡単に会えちゃうような話ですけども、一応、筋道通して、これはやはり町で一番シンボリックなところなので、これはトップ自らがその浜地先が大事だと思うなら、議会も含めてそういう協議会なり、そういう場面をつくっていただければと思っております。

では、よろしくお願いします。

次に入りますが、一応町が地方創生C R C事業のことですが、町が借り上げ、コミュニティ施設として整備した民間の建物について、コロナ禍の影響などもあり活用がなかなか進んでいない状況にありますが、今後の利用促進などについて、町はどのように考えているのかということで、ピンポイントでいきます。

まずは、浜のデッコハウスですね。この件に関して、経過はいいんですけども、1年間、事業がストップしたままになって、これはいかなる事情があるにしろ、ただごとではないわけで。家賃を垂れ流しにしている。これこそ民間企業じゃ考えられないようなことが起こっているわけで、私も少なからずともお手伝いに入らせていただいて、事情とかをよく知っていますが、まずは事務方が積み上げた施策を町長が自らの施策に切り替えた、昨年6月です。この1年間全く稼働しなかった。今年度もまだ稼働していない。この先の見通しも全く、地域おこし協力隊を入れるどうのこうのということですけども、そういう話じゃなくて、まずは1年間

ほったらかしにした、町長、少しこれは穏やかじゃないと思うんですけども、まずその辺に関してはどういうふうに思っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この件につきましては、何度か議員協議会でも申し上げておりますけれども、この1年間というか、昨年7月に何度か申し上げておりますが、施設の活用について、決裁案が出てきましたけれども、それは私は認められない。なぜ認められないかといいますと、町が所有者と賃貸契約を結んで、ずっと一つの大本の考えで考えてやっているんですけども、そういう中で、そういった内容と全く違った内容が出てきたと。それは何かというと、1つには、町が所有者と契約していることを、その町の権利といいますか、それを転貸するとある事業者へ転貸するという案がありまして、それでは、さらには民泊等を伴う営利事業に入るというようなことをございましたので、それは駄目ですよということを申し上げております。

事業や施策を実施するにあたりまして、各事業者の皆さんが私による私財、私財ですね、自分の私財で行う民間事業につきましては、自由に様々な手法が選択できますけれども、公費を投ずる事業につきましては、できるだけ分かりやすく、多くの方に理解していただける執行が求められます。

行政施策も、民間活用、産学連携など、施策の内容によっては合理的かつ有効な手法が用いられることは承知しておりますが、しかしながら、今回のケースにつきましては、賃借料を含めまして、補修事業費等非常に多額の公費が投入されて整備されております。このような施設を営利を伴う事業等に転貸することは、町民の皆様の理解を得ることは非常に難しく、誤解を与えかねないと判断できることから、執行責任者として理想的だと考える、当初から考えております方法でこの事業を実施することと判断したわけでございます。

そういう中で、いろいろと議員協議会の中でご説明させていただいておりますけれども、このたびの補正予算の中に地域おこし協力隊の採用に関する予算等計上させていただいておりますけれども、お認めいただければ、あと全て準備は整っておりますので、即募集広告を出して実施に入りたいと考えております。

以上です。

○12番（滝口一浩君） その言葉でさえ、何度も聞いているからいいんですけども、ということは事務方の積み上げたものはもう完全に否定されたので、やる気なんかないですよ、きっと事務方は。1年間、これはストップ、どんなに町長がいいことを言っても、1年間ストップして、家賃60万円から垂れ流したわけですから、その辺に関しては、その施策とは別に、謝

罪があってしかるべきなんじゃないかなと僕は思うわけですが、そのほうがよっぽど町民を欺くようなことになっているんじゃないですかね。できないじゃないですか、事業が。この先、いつ、来月から始められるんですか。僕が知る限り、大家さんとオーナーさんと契約した、契約したと言いますけれども、仲介した、善意で出した業者もいるわけですよ、物件を。そのほうがよっぽどないがしろに、そのようなことをされるような覚えはないわけですよ。善意で出しているわけですから。仲介業者がいなきゃそんなの出せる話じゃないので。

ほかの物件もそうですよ。前の田邊課長が全力でやってくれているから、みんなほかの不動産会社もすんなり物件をあれして、すんなりこの施策に物件が整っていったわけで、今回のコロナもスムーズにいつているの、やっぱりあまり褒めちゃうとちょっとまた課長のほうも油断しちゃうといけないのであれなんですけれども、そういう面でみんながみんな協力し合ってやった話で、誰が別に、利益が出たって別にいいじゃないですか。そのためのC C R C事業で、民間活力を導入して、民間の人たちに稼いでもらって、民間の人たちへ持続可能な施策を取るのを目的でこの事業が始まったわけですから、別に我々も私利私欲でここに、ただ働きで私も関わりましたけれども、こんな言われようはないわけで、全く不愉快ですよ、そんな言われ方をするのは。全く町の税金を垂れ流しているだけですよ。何か転貸とかそういうことが悪いみたいなことは、転貸は町に無理やり家賃を戻して研究するために、モデルをつくるために大学の研究機関も導入してやって、善意でやった話を、何かそういうふうに言われるんでしたら、今年1年、結果ができなかったら、ぜひとも全く町は手を引いていただきたいと思います。

その辺はまた議案のときに、地域おこし協力隊の予算もあるので、この辺にしておきますけれども、何度も同じ繰り返しで、何度も理解がされないというのは、全くよく分からないような話で、不動産業者に、この前もC C R Cの会議のときに、協力してもらわなきゃいけないとか言って、古家をどうしたらいいとか、そういうことも、一つになってやってもらいたいと思っていますと言っても、不動産業者はきっと協力してくれないですよ、町長がそういう考えなら。その辺は言うておきます。

次に、ここはデックハウスはいいんですけれども、浜の白鳥丸、こちらは観光課の所管に途中から変わって、物体がでかいので、なかなか厳しいかとは思いますが、1階、2階を含めて、この辺と再度、どういうふう運営していくか、しっかりと聞きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 特産品開発及び交流拠点施設の今後の利用促進についてお答

えいたします。

町では、地方創生推進事業の特産品開発事業といたしまして、民間施設を借り上げ、施設改修と備品の整備を進めてまいりました。

施設の名称は、よい風が吹く、食べ物を味わう場所という意味で、レリッシュ東南風とさせていただきます。

施設の活用では、オリーブやナバナの開発事業を計画しておりましたが、議員のご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の活用はなかなか進んでいない状況でございます。

また、施設活用と併せまして、産品開発、交流活動を牽引する組織、人材の確保が課題となっております。

このため、町では施設の感染症防止対策を徹底し、引き続き営農組合と連携し、産品開発事業に取り組むとともに、御宿町で特産品開発を通じて起業に挑戦したい方の募集など、地域のぎわい活動の担い手を確保していきたいと考えております。

ほかにも、商工会、観光協会など、可能な範囲で使用していただくことで利用を促進し、施設の役割を果たせるよう努めてまいりたいと考えております。

○12番（滝口一浩君） ありがとうございます。大体、オリーブから始まって、レモンとか、そういう施策も協議会で聞いていますけれども、全体的な流れからいえば、もうコロナ禍といえども、それはもう閉めている理由にはもうならない時期に入っています。住民から見れば、あそこを借り上げて、なかなかこれは初めてののというか、ほとんど地方創生の国からの予算が来て、3年間費やして、あとの2年間を単費でということで、これは事業の組立てが全く、事務方は一生懸命やっているのは分かっているんですけども、やはり、よく僕は民間と言うんですけども、10万円の家賃を払ったら、必死で24時間働くことを考えるわけですよ。ましてや1階のスペースだって、ただ開ければいいだけの話で、全然難しいような話じゃないわけで、2階の2部屋だって、全く事務室で使えるのに、ICTが何ちゃらかんちゃらだとかいろいろ町長も言われるわけですけども、全くどうにもならないような状況じゃないですか。

これは普通だったら、それこそ稼がなくてもいいのかもしれないけれども、使いたい人はいっぱいいるわけですよ、あその場所を。町は稼がなくていいというんだったら、無料開放して、チャレンジショップでもマルシェでも何でもやればいいし、2階はシェアオフィス、何でもできるような環境があるわけで、これだって、事務方のせいじゃないですよ。やっぱり町長が陣頭指揮を執って、副町長がいなくなっちゃったんですから、町長が責任持ってCCRCを

やるというんだから。ましてや、町の単費がもう今年度から入っているわけなので、しっかりやらないと、これは検証されたときには、大っ恥かくような話になってきますから、早急に、もうワクチンも進んでいるわけですから、夏前にしっかりやっていただきたいと思います。

それ以上のことは、今はある程度、内容も聞いていますけれども、正直、これは使いこなせないと、本当にみんな、オーナーさんにも迷惑かけるし、住民の方々には何やっているんだということにもうなりつつあるので、しっかりやっていただきたいなと思っています。

時間もあれなので、先に進めさせていただきます。

1つだけ聞いておきたいんですけれども、町長にとって地方創生C C R C事業、これはどうということなんですかね。民間活力は必要としないんですかね。役場内で、役場の方たちが汗を流せばそれで満足なんですか。その辺を確認しておきます。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） その件につきましては、民間活力は非常に重要だと思いますけれども、そのやり方というか行い方が間違いに通じると、間違いになる可能性があるとして私自身が判断した場合は、私はそれは可としません。間違いとは何かというのはご想像に任せますけれども、これまでのいろいろなご意見をいただいていますけれども、どうしても公費を投じて何かをやるということについて、一般の方々のご理解はなかなか得られないと。確かに地方創生の中で、民間活力は大事ですけれども、一般の方々が、町が、施設を、一般の方々の例えば施設を、町が公費を投じて改修して、賃貸料も払って、さあこの施設を利用して営利を営んでくださいとは、なかなか町民の皆さんは理解し難いと思いますので、その点は私はしっかりと考えて対応していきたいと思います。

○12番（滝口一浩君） よく分からないような答えで、町長が見本を示してください、今年度中に。民間から見て、見本が示されなければ、それなりのことは思っただけないと、やめたほうがいいんじゃないかなということですね。それだけは言うておきます。

2番目の移住定住施策についてですね。この辺は、町が言葉だけでは移住定住を促進した、どうぞ御宿町へいらしてください。どうぞと言われても、実際問題、来ている人たちにとってははてながつき始めて、何を移住定住でそんなに、何をしてくれるんだみたいなことがあるわけで、まず一番分かりやすいのが、町の施策として空き家バンクというものがありますけれども、これが近年の状況ですね。これがどうなっているのか、まずはその辺のところを、財政課長のところで答えてください。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、空き家バンクの現状についてご説明させていただきます。

この空き家バンク制度につきましては、平成27年度から実施をしております。これまでの実績でございますが、売却希望物件が2件、賃貸希望物件が1件の計3件の物件登録がございました。そのうち、現時点で売却希望物件1件の契約が成立をしております。登録物件が非常に少ないということで、その理由の一つとして、空き家になって、その中の荷物を整理したりするのが大変で面倒だということがありまして、その辺を解消しなければ、なかなか空き家の登録が伸びないんじゃないかなというふうに考えてございますので、そちらの課題につきましては、新たな制度を導入して、登録物件を増やししながら、移住定住を推進していきたいというふうに考えてございます。

○12番（滝口一浩君） ある程度、僕も不動産に新規参入して、何で不動産に新規参入したかということ、若い頃からやろうと思っていたということと、町づくりが不動産業者、絶対に欠かせない、キーマンになると思って、今、現実にもそのようなことが起こっているわけで、空き家対策で一番の問題は、生活感のあるような空き家は売り物件にならないし、貸し物件にもならないわけですよ。課長いったとおり、補助金を出して、家財の撤去作業とかを進める、それは後の話で、まずは役所に出して来ないですよ、普通。空き家の物件があれば、民間で全部貸せるところも、売り物件も民間に来ますよ、ほとんど。だから、別にほかのところがどういうことをやっているか分かりません。大体NPOがしっかりやっているんですよ。そのほうが貸すほうも売るほうも入りやすいんですよ。現実にも、実際問題、空き家バンクこの5年間で売れたの、たったそれだけなんです。全く普通だったら、町を当てにしない。もう民間ベースでやったほうが手っ取り早い。だから、町が無理やりそういうことじゃ、町はもう民間にスライドする、もう流しちゃえばいいんですよ。登録している人とか、順番待つといっても来ないから。まして登録している業者も4件で、多分1件はもうやめるだろうから。どんどんそこからもいなくなるから、空き家バンクが名ばかりで、横一列で全国的にそれはもうはやったあれで、賞味期限切れというか、これはNPOだとか民間企業に任せるべきだなと僕は思っています。

もう結果が出ていないんですからね、これ。仕方ないですよ。これはやりようがないと思いますが、その辺の方向転換は早急にしたいほうがいいんじゃないかなと思うわけですが、その辺に関しては、町長のほうの見解を聞いておきます。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、企画財政課長が申しあげましたけれども、これまでの空き家バン

クについては、非常に私自身も、やはり待ちの姿勢だったと。ウェイティングの待ちの姿勢だったと。やっぱり町なかに出ていかなくちやいけない、職員が。そういう意味も含めまして、とにかく空き家バンクに登録していただけるような方々が、どうぞ空き家を活用してくださいという方々が多くまず出てくる必要があるということで、空き家家財等の処分に關する補助制度をこのたび導入させていただきたいとご説明申し上げましたけれども、そういうことで、そうやって空き家が出てきたときには、その空き家をしっかりと、これだけの公費を、予算を活用するんですから、空き家を十分に活用しなくちやいけない。それで、移住定住、移住していただける方に住みついていただくと。そういう意味では、やはり各市町でもやっておりますけれども、関係機関の方々としっかりと協議して、この移住定住施策を進めていくと、そういう考えであります。

○12番（滝口一浩君） その辺は町長のお考えで、僕はもう結果が出ていないということを目指したんですけれども、まだそう言う。職員が町なかに出ていても、これは進まない話で、それでしたら、移住定住の推進を町は掲げているんですよ。御宿町は、御宿に入ってくるそういう物件を探している人たちは、手助けを求めているわけで、手助けということは、じゃ、この物件の、もし町有地だったらば、ここが物件として、町が出してくれるのか、そういうことを具体的に求めているわけで、空き家があるから東京から空き家を求めて来るんじゃないくて、御宿に住みたいから皆さん来るわけで、別に役所の空き家バンクが、いい物件があればいいですけれども、全く物件がないところで、町がその町有地は駄目ですとかいうようなことじゃなくて、じゃ、実際に今度の浜地先だとか、須賀の一角の町有地で売ってもよさそうなところ、現物を出せば、不動産会社とか関係なく町は潤うことができるわけで、その辺の売り方だとか、貸し方なんて、しょせん契約なんて、町は賃貸契約なんてやらないほうがいいと思うので、トラブルの元なので、売るんだったらまだどうにかそれは町のあれで売れるでしょうけれども、そこまで移住定住に力を入れるんでしたら、移住定住課をつくって配置して、3人ぐらいいいですよ、宅建の免許も取らせて、しっかりとそういう民間に近いレベルで町有地を売却できるようなスペシャリストを1人育てたほうが、僕はよっぽどの家財のそういう、議案に出ていますけれども、そういうものにお金を別に出さなくても、人を育てたほうがよっぽどもう移住定住には即していると思いますし、そういう人たちが役所を訪れたときに、全くそういう対応で幻滅して、実際にあった話ですけれども、御宿町には幻滅したと。隣の町で探すからいいですみたいなことは実際に起こっているんですよ。

だから、窓口業務のそういう人たちも、きちんと物事を分かっている人間を入れなければ、

ただ単に空き家バンクだとか、移住定住だとかという、これは全国どこでもやっている話で、全然駄目、だからNPOだとか、任せるところは民間に任せたほうが、もう事務は多分やり切れないですよ、これ。今の状況じゃ、移住定住課というのは大げさな話で、全然別につくれという話じゃないんですけれども、そのぐらいの気持ちでやらなければ、移住定住って、満足してもらえるような回答にはならないということをおきます。

その辺は、町長がどういうふうに思っているのか、事務方がどういうふうに思っているか分からないんですけれども、実際の現場からしてみれば、そういう空き家を別に紹介してくれなくたっていいんです。それは好きな人が好きな地区で好きなものを見つけて、不動産業者に食らいついていっていますから、役所に来ないですよ、そういう人たちは。言葉は悪いですが、冷やかしのようない人しか来ない。移住定住のバスツアーで実績が出ないのも、そういうことなんです。本気で物件を探している人、その移住というツアーのバスなんか乗らないですから。もう実際に来ますから、我々みたいなところに。しっかり自分でポリシーを持ってやっているんで、やはりちょっとその辺のタイムラグというか、民間とのずれが大きく感じられるので、もう一度施策をしっかりとやり直していただきたいなと思っています。

一番最後に、全町公園課、これは町長の12年前からの公約で、一応前年度、課を新設するということでしたが、まだその辺に関して整っていないで、提案されなかったんですけれども、準備室を一応つくったということで、準備室は今どのようなことをやっていて、タイムスケジュールからしてどの時期でどうやってその課の提案をしていくのか、その課を新設した場合、何がどう変わるのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思いますので、町長のほう、よろしくをお願いします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 全町公園課について、課を新設することで何がどう変わるのかというご質問でございますが、将来の町づくりの姿を海、山の美しい自然を背景に全町が公園のように美しい町にする、これが全町公園課を設置するビジョンであり目的であります。

全町公園課を設置することにより、事業目的を明確にいたします。3月定例会におきましてご説明いたしましたように、現在の建設環境課環境整備班の所管する清掃センターの日常の業務等は含めまして、今申し上げましたビジョンを達成するために、次に掲げる事業を行います。目的の明確化は、事業達成率を向上させるものと確信しております。

長期的視点につきまして、50年から100年の計について、仮称といたしますが、全町環境再生宣言を行いまして、地球環境の保全に目を向けて、時間をかけてねばり強く将来にわたって

環境文化の醸成を図っていきたいと考えております。

中長期的視点としましては、これは5年から10年のスパンとして、森林環境の保全や水質環境の改善に取り組みまして、着実に結果につなげていきたいと考えております。そして、短期中期的視点においては、これは3年から5年のスパンとして、メキシコ記念公園や、月の沙漠公園の改善、海岸公衆トイレの改善、駅裏の景観形成などに取り組んでいきたいと考えております。これらは、チャンスとして捉えて、1年でも早く取り組んでいきたいと考えております。

そして、短期的視点、面前する環境の改善について、街路環境や海岸環境の維持改善に努めていきたいと考えております。

これらのことを進めるにあたって、時間、空間に対する認識を大切にしていきたいと思えます。看板一つ取ってみましても、一日一日気づきの中で、この看板はすぐにでも修繕すべきだと気づいたときは、1時間でも早く、一日でも早く改善していきたいと考えております。

事業を進めるにあたり、町民の皆様に賛同していただけるような、共に町づくりに参加していただけるような町づくりを行っていきたいと考えております。

以上です。

○12番（滝口一浩君） いや、その言葉はもう12年前から聞いています、我々は。新人の方は最近聞いて新鮮かもしれませんが、12年前から言ったことに、今回、主立った地球環境の保全が追加されたぐらいなので、地球環境を言うんでしたら、もう一流の企業と、水質だったらサントリー、僕もその辺にプラスチックごみだったら、いろんな、ユニクロをはじめ一流企業が取り組んでいます。

じゃ、この12年間、町長は、確かに幹部職員も含めて、草刈りに汗を流した光景は、本当醜い。これは、一昔前だったら拍手かもしれないけれども、高給取りがそんなことをやっている場合なんだ、だから残業が増えるんだろうみたいなこともささやかれています。

まして、一番最初に町長が掲げた全町公園化、皆さんが期待していたわけですよ。全町公園化といたら、どこかに、今、公園法なんかも緩和されて、行政が管理する公園なんかでビールを売ったり、飲食のキッチンカーを入れたり、大分様変わりしてきて、樹木だとか、芝だとか、そこでコンサートができるだとか、そういうものをどこかに造って、なおかつ先ほど言いました、看板一つ取ってみると、それは僕に言わせれば、笑わせないでくださいよ。汚い看板なんか山ほどありますよ。役場の看板だって汚いところがあるし、一番汚くしているところ、町長、どこか分かりますか。町有地の草だらけのところですよ。これは、相当な町有地があることは承知していますが、これはお年寄りだとか、草刈りに精通した人に日当を払ってでも誰

か金払って、ボランティアでやる話じゃないですよ、全然。言われなきゃ、町有地はそのままですからね、草刈りなんか。そんな中で、地球環境まで行く前に、目先の町有地の草ぐらいいきれいにしておいてほしいというのが僕の感想なんですけれども、地球環境を言うんだったら、本当に一流企業と提携してやらないと、今の職員レベルの人員で、地球環境のことなんか言ったら笑われちゃいますよ。全然プロでも何でもなくて、ちなみにこの準備室の何名が携わっているのか分かりませんが、毎日どんなことをやっているのか、その辺がちょっと分からない。町長の理想はいいです。職員が何を毎日やっているか、ちょっとその辺お聞きしたい、ちょっと分からないのでお聞きしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、準備室として、建設環境課の環境整備班を位置づけておりますが、今まで例えば清掃センターに日常業務をやっていますね。それと、会計年度職員、日々のいろんな日程といいますか、工程があるわけでやっておりますけれども、とにかく、私自身は今申し上げましたように、全町公園課という課を設置したら、今申し上げました目的が明確化しますから、そこに集中できると思っております。今は少しずつやっておりますけれども、例えば草刈りとかやっていますけれども、町なかに出て、そういった看板とか、歩道の凸凹とか、そういうことについても、気づいたときは全部チェックして、挙げてきてくれということで、今後、今申し上げましたように、町民の皆さんも住みよい町として、町民の皆様も、また、外から来る観光客の皆様も、一つの光景を見たときに、この光景はそうじゃない、看板にとってみても、しっかりと看板、また、歩道一つ取ってみても、あるいは花壇を見ても、しっかりと管理されているような、あるべき姿であってほしいというのが本来の見方、考え方じゃないかと思っておりますけれども、そういうことに少しずつ、今、環境整備班の皆さんと協力して手がけているところであります。

○12番（滝口一浩君） 時間もちょうどあと2分なので、その辺に関して、僕ももう20数年、プロの人たちと携わってきた関係で、その辺の看板のこととか、明るいです、意外とほかの人よりも。まずは、オーストラリアのファストフードとかも、ストローだとか、お皿とか全部紙です、先進地は。だからぜひとも、オーストラリアのビーチなんかもよくて、海外視察なんか悪いように今思われていますけれども、結構そういうところを視察するのもいいかなと思っています。

看板に関して言えば、職員が見つくて、それを撤去するなり、やり残したところで駄目なんです。なぜ駄目なんだ、デザインをプロのデザイナーにきちんとその辺のランドスケープデザ

インを、道筋を立ててもらわないと、それは職員ができるレベルの話じゃないんです。だから、アメリカも、電線の地中化なんかも、アメリカなんか当たり前で、リゾート地で電柱なんかあったら、写真なんか撮れないですから。ストリートの話もそうですし、この間行った、那須御用邸がある那須塩原なんかも、みんな色使いなんかも全部トーンを下げて、その辺はやはりプロの方に入ってもらって、一緒に町づくりを進めていかないと、それは役場内で汗かいたところで、何ら変わるようなこともないので、役場の職員も、プロの方と話すのは、知識が向上するので、ぜひその辺を、お金がかかったとしてもしっかりといい人材を適材適所に入れて、町づくりを進めていただけたらと思います。

時間になりましたので、以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（土井茂夫君） 以上で、12番、滝口一浩君の一般質問を終了します。

ここで10分間の休憩をいたします。

(午前10時21分)

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時34分)

◇ 堀川賢治君

○議長（土井茂夫君） 10番、堀川賢治君、登壇の上、ご質問願います。

(10番 堀川賢治君 登壇)

○10番（堀川賢治君） 10番、堀川です。一般質問の時間をいただきましたので、町長に質問をさせていただきます。

千葉県も、熊谷知事が誕生されて、新しい県政がスタートしております。私も議員として、今6年を迎えておりますが、この間、国の枠組みとといいますか、国があり、県があり、そして市町村があると、こういう枠組みの中で市町村とといいますか、御宿でいいますと、町村の行政運営をしていかなきゃならないと、こういうようなことをひしひしと感じておるところでした。

今から十二、三年前ですか、熊谷さんが千葉市長のときからずっと、新聞を見ながら追っかけておりました。ウオッチングしておったと言ったほうが正しいんですかね。

千葉市もかなり、熊谷さんが引き受けられたときは財政が非常に厳しい状況からスタートしております。1期は財政立て直し、2期から積極的な戦略に変えて千葉市市庁舎を建てたと、こういうようなことで、細かなことは避けておきますが、そういう千葉市長の経験を持った熊

谷知事が誕生しました。

熊谷さんが千葉市の財政立て直しをしなければならなかった理由とといいますのは、あのときたしか経常収支比率が97.8%まで来ておったと思うんです。かなり厳しい財政状況だということで、それを1期で95%まで財政収支比率を持ってきて、それで積極的な、投資的な施政運営に入ったというふうに私は新聞で見えております。

その経験を持って、今度、熊谷知事が誕生いたしました。これも、知事に立候補されたときから新聞記事で、熊谷さんの公約だとか、その後当選されてからの新聞記事はほとんど、千葉日報ですが、熊谷さんの記事をずっと追っかけてきておりまして、この新体制の熊谷県政と、先ほど申し上げましたけれども、国と県と市町村とこういう枠組みの中で、我々市町村は、御宿町はどういうふうに県と付き合っていくべきかというふうに、新聞記事を見ながら感じておりまして、今日は、御宿町の町長も4期目を迎えて間もないです。熊谷知事も、この前新しい知事になられたところですから、ほとんど4年間ダブっていくんじゃないかなと、一緒に仕事をされることになると思いますので、この熊谷県政についてどのように関わっていくのかということについて、2点ほど町長に質問をしたいと思います。

1点は、知事の市町村との基本的な関わり方といいますか、考え方というのを新聞で出しておりました。今ちょっと一部だけ読み上げますが、1つは、人口、予算規模が小さい市町村は国・県の支援が命綱だ、補助金を引き出せないと新しい政策が打てない、打ちづらいだろうと。各自治体は、市民サービスの維持といいますか、公共施設も相当各市町村傷んできておりますが、こういう面の市民サービスを維持しながら、長期計画を組んで一つずつ進めていくが、実現するかどうかは国・県のさじ加減になると言っても過言ではないと、こういうような新聞記事を出しておりました。

この人口や予算規模が小さい市町村というのは、例えば芝山町という成田に近い町があります。ここは人口7,100人、御宿は7,300人から500人。資料によって違いますが、そこの当初予算、同じ7,100と7,300、400と言ったらいいのか、当初予算は57億円です、芝山は。ところが、御宿は35億円、当初予算。

それから町税、住民税ですが、住民税が24億3,000万円、御宿は8億3,000万円、約3倍ですね。固定資産税17億7,000万円、芝山は。御宿は4億8,000万円なんです。

地方交付税、御宿は13億円頂いていますが、芝山は何と4,000万円です。これは後でまた説明しますが、財政の依存というか、自主財源をパーセンテージでいいますと、芝山は78.8%、自主財源が78%です。御宿は41%。

この原因というのがもう一つあるんですが、経常収支比率、これが芝山は87%なんですね、経常収支比率。御宿は幾らかといいますと、これは令和2年の決算で94%、それから3年の当初で93%。ですから、全く経常収支比率の90%を切ればまず財政は安定だと。しかし、95をオーバーしてしまうと厳しい。その中から見ると、芝山は87%、経常収支比率が。

最も注意しなけりゃならないのは財政力ですね。財政力が芝山町は0.96なんです。1になったら地方交付税は支給されません。だから、東京に近い市町村はこういうところが多いわけですね。ところが、芝山は0.96なんです。あと0.04で地方交付税から外されてしまうと。

これに対して御宿はどうだといいますと、0.43なんですね。0.43、これは御宿だけじゃなくて、勝浦もいすみも、それから大多喜もほとんど0.43前後ですよ。ワースト10ぐらいですね、市町村の中で。

というのは、私がこれを申し上げたのは、こういう芝山町みたいなところは、ここに言っている人口の小さな、予算規模が小さな市町村ではないんですよ。まさしく、この夷隅郡市がこれに該当するのではないかなということで、この知事の千葉日報に答えた新聞を見て、これを拾い上げたということでございます。

こういうことで、どっちにしましても、こういう予算規模の小さな、芝山町はなぜこないのかというと、これは成田が近いからですよ。成田が近いから財政力がこんなに高い、すばらしい、0.97ぐらいまで行くというようなことですから、こういうところはほっておけばいいんです、知事は。目を向けていただきたいのは、我々みたいな、特に外房のこういうところについて目を向けましたと。

2つ目ですね、2つ目、市町村はいかに窮状を正確に説明し理解してもらうかが重要になる。熊谷知事は、それぞれの市町村に地域の課題を伺った上で一緒に考えていきたい、これには市町村の、場合によっては首長さんのプレゼン能力が必要とされますよということは、これは新聞が言っている話ですが、私もそう思います。それぞれの市町村が厳しい財政状況の中に、人口減少の中にいるわけですから、これを国・県の力を借りるのであれば、いかにプレゼンテーションするか、県に向かって、ということ熊谷知事はおっしゃっております。

最後に、選挙戦で掲げた市町村との連携強化の実践ということで、熊谷知事は、県庁から遠い地域への訪問と優先して国の考え、県の考えを見える形にしてメッセージを届けていきたいと。そして、一緒にやりましょうというメッセージをこの新しい熊谷知事は、これはマスコミを相手に言っているわけですから、これほど大きな公約はないと思うんです。

ということで、こういう市町村に関する熊谷知事の考え方について、町長はどのように受け

止めて町政運営に生かしていられるか、質問をさせていただきます。お願いします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 新体制、熊谷県政との付き合い方についてということで、県政において、森田県政から熊谷県政に替わりました新体制、熊谷県政とこれからどのように付き合っていくのかというご質問でございます。

先日、県庁を訪れ、熊谷知事にお会いしてきました。遅くなりましたが、ご当選おめでとうございますと申し上げました。「私は学生時代によく御宿に行きました。御宿はいいところですね」、これが知事の第一声でありました。私は、「はい、素晴らしいところでございます。美しい自然と豊かな歴史文化があり、これから広くPRしていきますので、よろしく願います。そして、知事さんは県民のために頑張ってください。私は町民のために頑張ります」と申し上げ、知事室を後にいたしました。非常に明るく、すがすがしい方で、心にバリアがない、親しみやすく近づきやすい方であります。

熊谷知事は、今、堀川議員さんがおっしゃいましたように、予算規模が小さな町村ほど国・県の支援が重要であることを認識されております。ご質問にございましたように、知事は市町村長と地域の課題について遠慮なく意見を交換して認識を共有していきたいと考えておられます。

私は冒頭に、御宿の美しい自然と豊かな歴史文化を広くPRしていきたいと申し上げました。美しい自然のPRとは、言葉を換えて言えば観光振興であり、豊かな歴史文化とはメキシコ、スペインとの史実や、童謡の月の沙漠の発祥の地であることをはじめ、様々な卓越した文化がございます。これらが町の活力をつくる基礎となると位置づけ、これら施策の地域における重要性をより深く明確に認識し、施策を展開していきたいと考えております。

今、テレビ放映されております大河ドラマの主人公、渋沢栄一の著書に「論語と算盤」という著書がありますが、その中で、道德なき経済は犯罪であり、経済なき道德は寝言であると述べております。私は、この経済を財源と置き換えて、道德を様々な施策と置き換えてみました。財源なき施策は寝言であると、このように考えてみたいと思います。

財源の創出についていかにしたらよいかという点について、様々な事業、政策を県に要望する際、私においても、担当者においても、協議、打合せの際、事業の広域性、普遍性を強調しつつ、千葉県にとってもこの事業は大事なんだという事業の共有性の創出について工夫を凝らしていきたいと思います。

言葉を換えて平たく申し上げますと、事業や予算について気兼ねなく県に相談し、連携し協

力を仰ぐ。千葉県を市町村の庭にしてください、共にやってみましょう、そのような印象を知事の視線から伺うことができました。

今、地方財政は、県、市町村ともに厳しい状況にあります。このような認識に立って、御宿の町づくり施策の実現のため、財源の創出に首長として、先兵となって奔走したいと考えております。

以上でございます。

○10番（堀川賢治君） ありがとうございます。

まさしく市町村、今抱えている大きな課題は、コロナ禍は別としまして、人口減少問題、人口はやはり力ですから、市町村にとっては、人口減少問題をどうするか。それから、それを支えていくのは財政です。財政問題をどうするのか。これについてぜひ一丸となって検討、これから対峙していかなきゃならないのではないかと、もっと平たく言いますと、県の支援を受けて町を活性化していくということが必要ではないかと思えます。

2つ目の、これも新聞記事から拾い出しております。

これは、千葉市長時代と県知事になってからの2つの新聞記事ですが、共にといいますのは議会と首長ですが、共に有権者から首長と議会による二元代表制について、熊谷知事は次のように見解を述べております。

3層になります。1つは、正しい二元代表制。2つ目は、リーダーと議員との立場。3つ目は、いわゆる首長の補助機関とどう一体化していくか。この3つに分かれていると思っております。

申し上げます。二元代表については、熊谷さんは、千葉市長時代から変わりません、私は基本的な地方自治体の二元代表を踏襲してやってきておりますと、このように述べております。県議会は、県政を前に進めるパートナーだと。ここで言ったら、町議会は、町政を前に進めるパートナーだと。これが第1点。

もう一つは、思い切った施策を議会と協調しなければ実現できないとし、県政運営を両輪、両方の輪で担うと。これについては、県政と歩調を合わせることは当然と位置づけておりますと、こういうのが熊谷さんの、これは両輪、両輪というのは双方に責任がありますねと、こういうふうな意味と解釈しております。

3つ目、私が大事にしているのは、議員一人一人が何に力を入れているのか把握することだ。新たな政策を打ち出す際には、力を入れている議員の意思を聞く。そして、その議員方と政策を一緒に進めていきたいということを熊谷知事は述べておられます。

4つ目、県政運営で大事にしているのは未来への投資だ。福祉、経済、教育、雇用などの施策を通じ、千葉の活力をしっかりとつくるのが何より大事である。これについては、職員と新たな施策を展開しますと。職員とというのは、県の副知事以下、職員方と、これはもう県知事の補助機関ですから、この補助機関の皆さんと新たな施策を展開しますよと。だから、議員とやるべきこと、職員とやるべきこと、二元代表制をしっかりパートナーとして両輪で運営していくと、この3つのキーワードをもって、これから県政運営をやっていくというふうに言っておられます。県政運営について、首長、議会の立場、自治法が与えているお互いの権限を尊重して、千葉市長時代と変わらない両輪、二元代表制で県政を進めると、このように述べております。これについて、石田町長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 共に有権者から選ばれた首長と議会による二元代表制についてどのように考えているかというご質問でございます。

日本国憲法第92条に、地方自治の本旨の確保として、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」といたしまして、第93条第2項に「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」としています。

また、地方自治法第147条には「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体を統括し、これを代表する。」として、長の統括代表権を定めまして、第148条には「普通公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」としています。長の事務管理及び執行権を定めております。

また、議会の権限につきまして自治法は、地方公共団体の意思の決定としての議決権を第96条に定めまして、町その他の執行機関の行う行政執行について、監視権、調査権、不信任決議権などを各条項に定めております。

ご指摘の熊谷県政における県議会と県執行部の立ち位置は、そのまま町議会と町執行部に置き換えることができると思います。町議会は町政を前に進めるパートナーであります。思い切った施策は、議会と協調しなければ実現できない。熊谷知事が、私が大切にしているのは議員一人一人が何に力を入れているのか把握し、政策を一緒に進めていくこと、これらの言葉は身にしみる言葉であります。

長と議会はお互いの立場を尊重し合って意見をぶつけ合い、協議を重ねながら、これらの権限を正しく行使し、町民のために町民の利益を第一として両輪のごとく町政を推進していかな

ければならないと考えております。町政を進めるにあたりまして、常に私心なく、自らを正しつつ町政を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○10番（堀川賢治君） ありがとうございます。ぜひその方向で、県政と付き合っていたきたいというふうに思います。

もうこれで私の質問は終わりますが、最後の二元代表の点と、それから町長の補助機関について、これはもう提言といたします。次の2点だけ。

1つは、熊谷知事が二元代表は千葉市長時代から変わらないという、先ほど申し上げましたが、長と議会は車の両輪でありパートナーだ。お互いに抑制と均衡を図りながら、アクセルとブレーキの両方の役割を担いながら地方自治を運営していく。相互に、お互いに、首長、町長とそれから議会は、お互いにアクセルとブレーキを、あるいは抑制と均衡を保つ。この役割は両方に責任があります。町民に対して、ということを申し上げています。

二元代表は、誰でも分かっている話ですが、二元代表の両方が有権者の直接選挙で、我々はこの立場にいるわけですが、ただ、選挙の目的が違います。町長の場合は、町の代表者として住民が選んでいる独任制でございます。ご存知のとおりです。また議員は、議決機関の一人として選ばれております。我々は、議決機関の一人として選ばれている合議制になっております。

最初から、二元代表で両方とも有権者が選んでくれておりますけれども、中身は、町長は町の代表者あるいはリーダーとして町民は選んでいると。我々は、議決機関の一人として、合議制の一人として選ばれているという自覚が必要ではないかなと。熊谷さんの考え方を。

そこで、じゃ、何が違うんだということですが、自治法はおのおのに、それぞれに法的権限を与えております。町長も先ほど回答していただきました、その中にも入っておりますが、法的権限が違います。それから、お互いに与えられた法的権限には抵触あるいは介入できません。これはお互い守っていかなくちゃいけない。

これは、執行部と議会双方に関わる問題であり、このとおりの二元代表制がしっかり機能しているかどうかについては、これは議会と執行部と双方で検討してみる必要があるんじゃないか、町のために。機能しているというんだったらこれでいいんですが、もっとパワーアップする必要があるんじゃないかなと、私は個人的にはそう思っています。この件については、新しい知事の新しい二元代表制で県政運営をしていくメッセージを、この機会に、我々は御宿町の二元代表制について検討してみる必要はないかと。これは、執行部も我々議会も双方に関わる問題ですから、双方で私は検討してみる必要があるんじゃないかと。これは私の提言でござい

ます。

2つ目、先ほど申し上げましたが、職員と新たな施策を展開すると熊谷知事は言っております。この職員といいますのは、これは先ほど申し上げましたが、町長の補助機関なんです。副町長はいらっしゃいませんから、副町長以下は全部、町長の補助機関でございます。

そこで触れますけれども、現在の補助機関の組織はということで聞いていただきたいと思います。高度成長時代のままではないかと。私も6年間議員やってきて、どうしても納得いかない部分がこの部分です。高度成長時代の組織のままになっていないのかどうか。低成長時代に即した戦略的組織を検討してみる必要があるんじゃないか。この熊谷さんの記事を見ておって、変化すべきときは変化しなきゃいかん。現状維持では脱皮はできないと。

これ以上のことを申し上げますと、ちょっと法に触れます。先ほども自治法のことを町長はおっしゃっていましたが、この件については、地方自治法の154条、町の職員に対する指揮監督権、あるいはまた158条、長は、その権限に属する事務を分掌させるために、必要な内部組織を設けることができる。もちろんこれを提案していただければ議決権になりますから、議決権は我々持っておりますけれども、この組織をいじるのはもう町長の権限なんですね。我々は介入できません。だから、これ以上のことは申し上げます。

我々議員は、長の補助機関の職員に対しては、先ほど申し上げました、指揮権もなければ命令権もなければ監督権もないんです。持っておられるのは町長だけです。だから、組織の分掌権もございませんから、あれ、私がここで申し上げるのは、これ以上のことを申し上げたら、いわゆる町長の権限に抵触することになり、また介入することになりますから、これ以上は申し上げますが、せっかくこういうことを、補助機関を大事にしていくんだと。補助機関と一緒に新しい政策を展開していくんだと。あるいは二元代表で、議員方とバランスよく県政運営をしていくんだと、こういう2つのテーマを我々に与えてくれたんじゃないのかなというふうに思っております。

これはもう提言としておきますので、町長のお答えは要りません。

以上、終わります。ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 以上で、10番、堀川賢治君の一般質問を終了します。

◇ 北 村 昭 彦 君

○議長（土井茂夫君） 引き続きまして、11番、北村昭彦君、登壇の上、ご質問願います。

（11番 北村昭彦君 登壇）

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告内容に従いまして、大きく3点に分けて一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず1点目ですが、コロナ禍における実態把握状況についてということでお伺いをしたいと思います。

いまだ先の見えない闘いが続いておりますコロナ禍におきまして、町行政といたしましては、限られた予算をスピーディーかつ効果的に投入していくことがより一層求められております。また、そのためにも、町行政は日々変化している町の実態を細やかに、そしてなるべくタイムリーに把握していく必要があると考えます。

しかしながら、その一方で、一部の皆さんからは、自分たちがどれだけ苦しい状況にあるのか町は分かっているんじゃないか。話も聞きに来ないよというようなお話も聞こえてきております。

やはり、業種によって、あるいはまた同じ業種でも業態によって、規模等々ですね。あるいはコロナ以前からのもともとの経営状況の違いなどでも、置かれている状況は様々だと思います。持続化給付金等々、様々な国・県の救済策等も図られておりますが、例えば時短営業の協力金なども、夜の営業をしているかしていないかで対象にならないとか、売上げの変化含めて、いろいろ複雑な状況にあるんじゃないかなと思います。

このような状況下において、町としてこれまで実態把握のためにどのような取組をしてきたのか。今までとはかなり違った状況、そして急激な状況の変化がございますので、ちょっと今までとは違った感覚でその実態把握に努めるというようなことが必要んじゃないかなと思うんですが、そのあたり取組をされているのであれば、どのような取組をされているのか、あるいはどのような考え方でそういう問題に向き合っているのか。また、何らかのその実態把握のための取組をされているのであれば、その結果どういったような状況が見えてきているのか、どういったデータが集まってきているのか。例えば、コロナ対策、支援策の一環として昨年度実施しましたプレミアム商品券の取組があったかと思います。これが例えば、売上げがどのような業種にどのくらい行ったのか、大ざっぱな比率。例えばこういうようなことも、町の状況を把握するための重要な手がかりの一つになると思います。

そういったあたりも含めまして、また今後の取組予定なんかもあればそのあたりも含めて、今の状況を伺いたいと思います。最後に町長に伺おうかなと思うんですけども、まずは担当課の方々のお話を伺えればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） それでは、コロナ禍における実態把握状況についてお答えをいたします。

町内事業者の経営状況の把握状況につきましては、各種融資制度の認定の件数、相談内容と、また町商工会への聞き取りを通じまして実態の把握に努めているところでございます。また、私も、庁内でお会いする一部の事業者の方ではございますが、営業状況などについてお伺いをさせていただいております。

事業者の経営状況といたしましては、緊急事態宣言措置等に伴い、外出自粛や営業時間の短縮、各種イベントの中止などにより、観光関連事業者、飲食、小売業などでは厳しい経営状況にあると認識しております。また、そのほかの業種につきましても、直接的、間接的な影響により売上げ等が大きく減少している事業者があると伺っております。そのため、町では、地域の活性化を図るため関係団体のご協力をいただき、利子補給補助金や中小企業再建支援金の交付、プレミアム付商品券の発行など各種事業者支援に取り組んでまいりました。

今後の取組予定ということですが、地域の経済を元気にする上で町内事業者の経営状況を把握することは重要な情報と捉えておりますので、引き続き町商工会と情報の共有に努めるとともに、町内事業者に寄り添った効果的な施策を検討してまいりたいと思います。

プレミアム商品券の効果ということでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済の活性化を目的に、プレミアム商品券7,000部、総額9,100万円を発行いたしました。換金額は9,076万5,500円、99.7%となりました。また、参加店106件に対し、チケットの利用店舗は93店舗、87.7%でございました。利用店舗での金額差はありますが、全ての業種でチケットが利用されていることもあり、商工会からは一定の効果があったと伺っております。

主な業種ごとの利用率でございますが、食料品で19件、5,416万円、全体の59.7%でございました。続きまして、衣料・身の回り品、衣料品として11件、1,672万1,500円、18.4%でございました。次に、宿泊飲食業で35件、746万7,000円、全体で8.2%でございました。

主な状況は以上でございます。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。

また、今、町内の事業者様のほうのお話を伺いましたけれども、同様に、例えば子どもたちですとか、それからいわゆる子どもに限らず一般の皆さんの日々の生活、こちらのほうに関しましても、例えばコロナに関する不安だったりお困り事だったり、あるいは就業状況の変化等による生活困窮、そこまでいかなくてもいろいろな生活のしづらさだったり困り事等が各種報

道なんかでも取り沙汰されております。

御宿町は、幸いにして地方で小さな町で自然の中で開放的な生活ができておりますので、都会の都市部の皆さんの生活に比べると影響は比較的少ないかもしれないというふうにも思っているんですが、ただ、思わぬところで影響が出ているかもしれないという部分も含めて、やはり油断はできないというか、実態把握ということに関して言えば、平常時に比べるといろいろな努力というか工夫が必要なのではないかなと思います。

この辺に関しましても、同様に、どのような取組というか心がけ含めてされているのかということに関しまして、担当課さんのお話が伺えればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 福祉や子育て分野におけるコロナ禍の影響についての実態把握でございますが、アンケートのような悉皆調査の実施はございません。感染症の蔓延により自由が制限され、外出の機会や友人知人とのコミュニケーションが妨げられ、精神的、身体的に何らかの支障がある方も少なくないと推測しております。また、家計の経済状態につきましても、お仕事の業態や主たる収入源の形態により様々であると承知しています。

手挙げ式の福祉施策では、手を挙げられない方が取り残されるのではないかとのご心配でございますが、例えば生活困窮であれば民生委員さんや社会福祉協議会、役場の福祉窓口や県の健康福祉センターが相談窓口となります。社協の心配ごと相談は月に2回実施をしております。最近の実績を申しますと、社協で行っている生活福祉資金のコロナ特例分の貸付け実績は、5月末現在で59件、1,925万円です。また介護保険料の減免は7人、48万9,400円。国保税は24人、127万9,900円でございます。

その他、国が行う児童手当受給者や、ひとり親家庭への給付金事業に加え、政府が経済対策として1人10万円を配った特別定額給付金の基準日以降に生まれたお子さんへ、町単独事業として10万円を支給するなど生活支援を行っています。

これらは政府広報に加え、県や町でも広報に努めています。

また、生活困窮や児童虐待などは、こども園や児童館で身なりや身の回りの衛生状態を観察することで発見につながります。こども園の使用料や給食費、児童クラブの利用料の支払い状況により家庭の経済状況も推測されます。

今後もこれらのサインを注意深く見ながら関係者が連携することで、積極的に声を上げられない人を取り残すことのないよう努めてまいりたいと考えます。

○議長（土井茂夫君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 教育課でございます。

コロナ禍で、改めて児童生徒への生活上の問題把握は行っておりません。しかしながら、現場の先生方が児童生徒の様子を観察するなど、日常的に気にかけていただいております。家庭や児童生徒本人の様子に変化があるようであれば、教育委員会と情報共有し、関係課ともケース会議等で情報共有が図られております。今後とも現場や関係課との連携を密にし、早めの対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。

まず、商工関係のほうですけれども、これはどなたも感じていることだと思いますけれども、やはり業種によって経営状況が相当苦しい部分も出てきているというお話、それからプレミアム商品券の売上げ等も、やはり食料品のところはかなり6割ぐらい集中して、本来一番苦しいと想像される宿泊関係、それから飲食の方等にはなかなか、8.2%という数字、回らなかったというところも含めて、こういったデータを集められながらやられているというお話だったと思います。

やはり、私が危惧しているところが、実態を調査する、把握すると私も言葉で軽々しく申し上げているんですが、一番難しいのは、小さな声というか声を上げられないような方々の声をどう拾うのかということかと思えます。

それからもう一つは、これは産業観光課長のお話にもございましたけれども、寄り添う気持ち、姿勢というお話されておりました。やはりその辺がどうしても民間と行政のなかなか縮まらない溝みたいところは、これはもう私よりも現場の担当課の皆さんたちが一番、日々苦慮されているところだとは思いますが、その辺をどう埋めていくかということが課題になってくるのではないかなというふうに思います。

それから、教育、福祉の面のお話も伺いました。アンケート、それからこのコロナ禍に際して改めての調査、把握等を行っているというお話でございました。ただ、現場の先生方ですとか民生委員の方ですとかとの連携の中で、日頃の例えば身なりとか服装の変化等々で、ほとんどの場合は把握できるだろうというふうに私も思います。そういったことを丁寧にやっただいていてということによって安心した部分もございます。ただ、やはり先ほども申し上げたとおり、そこで見えてこない部分があるのではないかなというような、油断しないとか警戒の気持ちというのは、拾い上げられていない声があるのではないかなというような謙虚な姿勢というんですか、そういうところは、これ必要なのではないかなというふうに思います。

先ほどもお話にもございました手挙げ方式ではということですね。要は、窓口は用意してございます、何かあったら言ってきてねという町の姿勢というか、それは、いかに手厚くても、たくさん窓口も用意しています、オープンですよ、施策もいろいろもうより取り見取り、充分ありますよという状況、仮にそういう状況であっても、でもそういった情報をなかなか手にできない方、あるいはアクションを自ら起こすことがあまり得意でない方、あるいは、こういう小さな町の落とし穴でもあるかなと思うんですが、周囲の目とか周りの方々からどう見られるかなとか、そういったことで自分の声を発しづらいとかアクションを起こしづらいという方もやっぱりいらっしゃるんじゃないかなと思うんですね。そういった方々の中に、本当にお困りの方であったり、支援が必要な方というのがいらっしゃるかもしれない、これ私の取り越し苦労であったら一番いいんですけども、でもそういったことについても、このコロナ禍の急激な社会情勢の変化というのはあまりにも急激で、なかなか想像もし得ないようなことが起きていたりもするんじゃないかなというふうに思うんですね。

なので、そういった意味で、これはそういったことを少しでもなくすというか和らげていくためには、一つはやはり実施されていないというお話がございましたけれども、アンケートというのがあるんじゃないかなというふうに私は思っています。

アンケートって、これも言葉で言うのは簡単なんですけれども、設問の作り方一つで答えというのはかなり左右されてしまう。何ならこういう結果を出したいからこういうふうに設問をつくればという、意図的にも操作できちゃうぐらいのそういう難しさをアンケートは持っていると思うので、これは私が口で言うほど簡単ではないと思うんですけども、それでもやはり、先ほどから申し上げている声をなかなか上げられないような方々、本音でなかなか表現できないような、そういったケースを拾っていくためには、やっぱり、無記名でもいいと思うんです。アンケートという形が、一つ可能性があるのではないかなというふうに思っています。

他町村でも、事例としては決して多くないと思います。それは、申し上げたとおりいろんな難しさがあるからかと思います。ただ、やっているところはあります。

それからもう一つ、アンケートを取ってしまうといろいろな問題がわっと噴出して、そしてそれにひとつひとつなかなか応え切れない状況というのは当然出てくると思います。ましてや、堀川議員の話にもありました、経常収支比率が高くて自由に使える予算もなかなかないという中で、どこに何をを使うかというところは、もう皆さん本当に苦慮されているところですので、今やろうとしていることでももうきゅうきゅうになっている中で、改めてアンケートなんかをうかつに取って、想定していなかったことが見えてきてしまったらどうしようというお気持ち

があるという話も伺ったこともあります。

私も、本当に議員としてもそれは怖い、怖いなというか、僕自身、そういった問題をぶつけられたときに、簡単にはい、やれますというお答えもできませんし、本当に苦しい立場になるかもしれないなというふうには思います。

ただ、やっぱりそこから逃げてはいけないというか、蓋をしてはいけないというか、目を背けてはいけないのではないかなという気持ちもあります。これはきれいごとなのかもしれませんが、やはり何か問題が起きているのであれば、まず実態を把握するところがスタート地点、それに応えられるか応えられないかを心配するより先に、やっぱり実態を把握することに努めるという姿勢が大事なのではないかなというふうに思っています。

それからもう一つは、先ほどやはり堀川議員のお話の中で、熊谷知事が訪問、特に遠隔地への訪問を優先させるというお話がございました。やはり、手挙げ式で門戸を広げて待っているよという待ちの姿勢ではなくて、訪問、訪ねていくというような、こちらから側から手を差し伸べていくというようなことも、やはりすごく大事なんじゃないのかな。産業観光課長がおっしゃった寄り添う姿勢という部分にもつながるんじゃないかなと思うんですけども、そういう意味で、アンケートを出す、なかなか言いづらいことを聞くよというのも手の差し伸べ方の一つだと思いますし、それから、やはりこれは町の隅々までというわけにはいかないかもしれませんが、やはり実際に訪ねて行って、出かけて行って、このコロナ禍の中で気を遣う部分もあるかもしれませんが、やはり訪ねて行って生の声を聞くというようなこともやはり大きいと思います。

聞きにも来ないよという声があるというふうに伺いましたけれども、これは本当にそういう声が多いんです。そういう意味でも、アンケートとそれから訪問と、これ両方、今まであまりやってこなかった、あるいはやるとしてもいろいろな難しさがあるというのは承知の上で、ちょっとこれを機会に検討いただけるとうれしいなというふうに思っております。

この辺は、やはり大きな町の姿勢というか方針に関わる部分だと思いますので、全般的な部分も含めて、それから今私が申し上げた提案に対するお考えも含めて、町長に伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろ、ご意見、ご指摘をいただきましたが、そのような中で、ただいま商工・産業分野、また福祉分野、そして教育分野において各課長が答弁をしていただきましたけれども、北村議員さんがおっしゃいましたように、声を上げられない人々の声をどの

ように拾い上げていくかということはずごく難しいというか重要なことだと思いますけれども、そういう中で、各分野においてはそれぞれいろんな面で今対応しているところがございますが、町民の皆様に寄り添ったきめ細かな政策は当然行っていきたいと考えております。

産業面におきまして、先ほど観光課長の後段の答弁にございましたが、町民の皆様に寄り添った政策を行っていくという中で、地域活性とかあるいは生活支援も含めて、今後これから効果的な施策を検討していきたいと考えております。

コロナ禍の現状にありまして、本当にお困りの事情にある皆様方とどのように接していくかというのは、やはりご指摘のとおり、できるだけ町なかに出て、いろんなご意見を伺っていききたいなと思っております。

アンケート調査につきましては、内容等については検討していききたいなと考えております。

以上です。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。なかなか、やるとなれば難しいことばかり申し上げてしまいましたけれども、前向きに検討いただけるというご答弁でしたので、よかったなと思っております。ありがとうございます。

町なかに出ていく、訪問という部分、なかなか現場の方々、今、多忙を極めて、ふだんないような業務もたくさん増えておりますので、なかなか時間を取れなかったとも承知もしております。そんなところで、町長ご自身もぜひ回られて、それも、私にとっても課題だと思います。ふだんお付き合いのある方の声は一定拾えていると思いますので、逆にそうでないところはどういう形で伺えるのかな、お声を拾えるのかなというところは、私にとっても課題だと思っています。町長におかれましても、その辺も一緒に考えながらやっていけたらなというふうに思っています。よろしく願いいたします。

それでは、2点目の質問に移らせていただきたいと思っております。駅裏未利用地の活用についてということで伺いたいと思っております。

コロナ禍によって人々の価値観やライフスタイルが変化しつつありまして、御宿のような開放的な自然環境に恵まれた町にとっては、アフターコロナいわゆるコロナ終息後に大きなチャンスがあるだろうということはもう皆さんいろいろな方が口にされていることだと思います。滝口議員のお話にもございました2拠点生活とかセカンドハウス、別荘みたいなことも含めて、それから余暇の過ごし方に関しても、少し人混みを避けて、こういう開放的な土地で過ごされるということが、やはり間違いなく増えてくるというふうに思っています。

そんな中で、長年の課題であった駅裏、あれだけの広大な土地が有効に活用されないままで、

これは多くが私有地だとは承知しておりますけれども、しかしながらやはりこの御宿町にとってとても大事な、命運を左右するようなエリアだ、一角であるというふうに認識しております。このタイミングで、改めて今こそ検討をし直す時期ではないかというふうに考えております。

ということで、これまでこのエリアについてどういった検討がなされてきたのか。それから、今後どのような形で改めて取り組んでいくのかという部分につきましてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 駅裏未利用地の活用について、これまでの検討状況及び今後の取組方針はというご質問でございます。

未利用地の活用につきましては、第1に、環境美化の視点から、現在の状況を何とか改善していかなければならないと思っております。また、地域活性化の視点において、交流人口、観光人口につながるような施策を進めてまいりたいと考えます。また、人口減少に対する対応を含めまして、地域住民はもちろんのこと、移住定住施策にもつなげていきたいと考えます。

新年度に入りまして2か月半が経過いたしました。役場内において一、二度の内部打合せは行っております。しかしながら、大半が民地であることから、土地所有者の同意や協力が不可欠でございまして、解決すべき課題も多くありますので、これから関係所管による検討を重ねまして、活用に関わる素案づくりを進めて、議会の皆様をはじめとしまして関係者と協議を進めながら、ひとつひとつ丁寧にかつ着実に進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。年内に入って一、二度、内部の打合せ、協議されているということでございました。やはり民地がほとんどを占めているということで、地主さんの同意やご協力が不可欠という話も、やはりそうだろうなというふうに思います。

私が思いますに、これいろんな可能性が、利用するとなった場合にも、町長のお話にもございましたけれども、いろんな活用の仕方が考えられますし、いろんな可能性を秘めた場所だと思います。ですので、いろいろ素案づくりというお話もございましたが、これ一筋縄ではいかないと思うんですね。その素案なり事業計画なりが固まるのを待っていては、これはどんどん虫食いになっていってしまうのではないかなということをお慮しております。

実際に、小規模なソーラーが幾つか建ったりですとか、いつきは商業施設の建設なんかのお話もあったかと思えます。いい形でそういうものが組合せでうまく機能すればいいんですけども、なかなかそううまくはいかないのではないかと、その部分部分のご都合で全体としての

機能が損なわれてしまうということが、ほとんど何も手を打たなければそうなってしまうのではないかなというふうに思うんですね。

だとすれば、今大急ぎでやるべきことは、やはり町長、あそこはやっぱり何とかしたいというお気持ち、ご意思を土地所有者の皆様に対してはっきりとしたメッセージとして打ち出す。つまり、ここいろんな可能性があって、まだ事業計画ばしっと固められてはいないんだけど、でも何とか町が責任を持ってここを生かすのでどうか協力してほしいと。スケジュールとしては大体こういうスケジュールで進めていくというようなことを、これは一刻も早くメッセージとして高らかに宣言をされて、あるいはお一人一人の所有者の方々にそのお気持ちを伝えて、短期的ないろんな状況の中でぱっと何かを造ってしまったりとかということをして避けてほしいというようなお願いをされるというのが、これ一番先に大急ぎでやられるべきではないかなというふうなのが私の考えです。

そうした上で、この場所を何とか生かしていきたいという気持ちを土地の所有者さん以外の町の皆さんにもやはり同じようにお伝えになられて、そういった意味で、例えばアイデアを募集するですとか、それから定期的にワークショップを開催して意見を自由に出し合うとか、いろんなことであそこを何とかしよう、これからの町に生かしていこうというような機運を全庁的に高めていくというような取組が、これが2つ目、2段階目としてやられてはいかがでしょうか。

そんなことをしないで、今までの役所のやり方、つまりあまり不確実な、未確定なことはなかなか表明できない、してはいけないというような文化が役場にはあるんじゃないかなと。今までそうだったというのは、私は理解はできます。そうせざるを得なかったような状況もあったかと思います。でもこれ、ほかのことでも、私は何回かこの場で申し上げたことがあるのかもしれないんですが、やっぱり民間の感覚というか、少なくとも私は絶対にこうだよということが決まっていなくても、こういう気持ちで町はいるよ、こういう可能性があるよというお話は、どんどん住民の方にしていただいていた方がいいんじゃないかなと思っています。私自身は少なくとも聞きたいなと思っています。聞けば、あ、そういう話だったらこういうアイデアあるよとか、こういう協力ができるよという話って、町中にたくさんあると思うんですね。

ですので、駅裏に関しても、そういったことでなるべく早めにその意思表示と、それから、町の皆さんを巻き込んだ形での検討を進めるということに関して、今までになかなかやっていないことかもしれないんですが、ちょっとチャレンジできたらなというふうに思っています。

そのあたりに関して、改めまして町長、いかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 事業の持っていき方についてのご提案と伺いましたが、当然のことながら関係者が非常に多くございまして、また駅裏の未利用地ということについては御宿町にとって非常に大きな重要なポイントでありますから、多くの意見もいただきながら、お力をいただきながら進めていきたいと思っております。ご提案の趣旨はよく分かっています。よろしくお願ひします。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。

では最後に、3つ目となります役場組織の再編、課の分割や統廃合についてお伺いしたいと思っております。

現在、石田町長におかれましては、全町公園課の新設に向けて検討を進めておられるというふうにお伺いしております。そして、今のところというか昨年度、ちょっと時期は失念してしまいましたけれども、このようなお話を伺った折には、一定の意見聴取はされましたけれども、ほかの課に関しては、その時点では再編等々の計画はなくて、あくまでも全町公園課の新設に向けて準備を進めているというようなお話だったと記憶しております。

しかしながら、日頃の庁内の状況を拝見しておりますと、この機会にちょっと改めて全体に関して検討し直したほうがいいんじゃないかなというような思いがやはり拭えないですね。そんな声もちらほらと聞こえてきております。それから、町民の方からも、例えば福祉課が階が分かれているとか、窓口についてもちょっと分かりづらいとか、階を移動しなきゃいけないとか、いろんな声が聞こえてきたりもしております。

ということで、改めていろいろな全体のバランスとか、それから現場の職員の皆さんのアイデアだとか、それから今申し上げました住民、町民の方々の声なんかを拾いながら、全町公園課、新しい課だけをぽこっとつくるのではなくて、全体の再編みたいなことも改めてちょっと検討されたほうがいいのではないかと、これも内部の話ですし、そこまで私も現場の皆さんの仕事のしやすさ等々を把握しているわけではないのでおせっかいになる部分も多々あるとは承知の上ですが、少しそういった声も聞こえてまいりましたので、質問をさせていただきました。その辺についてご答弁をお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、役場組織の再編のご質問でございますが、全町公園課の新設につきましては、町長の公約に基づいて職員のほうに提案指示を受け、昨年度、各課班長クラスで構成するプロジェクトチームを立ち上げまして、5回にわたり検討を重ねてきたと

ころでございます。そのプロジェクトチームの答申等を受け、議員協議会におきましてもその答申の概要ですとか設置目的等についてご説明させていただき、その際、議会よりいただきましたご意見等を踏まえ、時代に合った組織機構の在り方について改めて総合的に検討することとしたところでございます。

議員ご指摘のように、様々な課題がある中で、例えば企画部門における業務の細分化ですとか防災総合対策の充実ですとか、さらには窓口業務の効率化等、様々な協議、検討すべき点があることは承知をしております。

一方で、この組織機構の改革につきましては、事務の効率化もちろんなんですけれども、住民の方が利用しやすい組織の在り方というものもございまして、これまで慣れてきた課の組織の細分化が、また今度変更することによりまして大きく町民に分かりづらさや混乱を招いても困るという、一方ではそういったところからの検討もする必要性があつて、非常に難しいところもありますので、慎重に検討していかなければいけない側面も有しているものと職員としては考えております。

現在では、全町公園課の新設に向けて、建設環境課環境整備班にて試行的に指示を受け、実施をしておりますが、今後そうしたいろんな諸課題を含めまして、各課横断的な検討、意見集約を行いながら、どんな形が業務の効率化を生む上で必要なのか、また町民にとってどんな割り振りが利用しやすく効果的なのか、そういう視点を踏まえながら慎重に検討を進めていければと考えております。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。そうですね、安易に変えてしまって住民の方々に逆に分かりづらくなるという話、確かにそうだなというふうに思います。本当に難しい部分だろうなというふうにも思います。

そう言いつつも、町長におかれましては、一旦、先の3月というか今年度早々にという熱い思いで全町公園課新設という話をされていらして、その思いは一旦、検討の時期をもう少し置こうということになりましたけれども、その思いは変わられてはいないと思うんですね。ですので、例えば、それが来春になるのか、それは私には分かりませんが、その思いと、それから、今、総務課長がお話しになられたいろいろな難しさ、調整の必要性というようなところとの兼ね合いがやっぱり一番難しいところですし、町長におかれましても苦慮されるところかと思えます。

そういうことを考える上で、やはり一つポイントになるかなと思うのは、滝口議員のお話にもございましたけれども、やはりプロに頼むところはプロに頼む。それから、私なんかはNP

○というところで、町民の皆さんのお力を借りながらあるものを形にしていくというようなこともやってまいりました。課をつくって職員の方がやるべき仕事、それからプロに任せる部分、それから町民の皆さんと楽しみ喜びを共有しながらやっていくところと、いろんなところの使い分けをしていくというところが一番のポイントになってくるかと思います。何でもかんでも職員の方が主導しないと動いていかないというつくり、組立てをしてしまうと、やはりこういう町は苦しくなってしまうと思うんですね。

ですので、町長の全町公園課に対する思いは承知しておりますし、その一部分、里山の環境をよくしていきたいなんていうのは私の個人的な思いとも共通する部分ですので、一緒にぜひやっていきたいという気持ちもございますけれども、改めてそういう全町公園課、役場の職員の方たちが何をするのか、プロに任せるところはどこなのか、市民の皆さんとやっていくのはどこなのか。そして、ほかの課の編成についてもどうなのかというこのバランスの部分、難しいとは思いますが丁寧に、かつあまり悠長にも言っていられないという中でやっていただきたいなというふうに思います。

最後になるんですけれども、町長からそのあたりについてお考えを伺って終わりにしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 全町公園課設置に向けての私の姿勢については、先ほど滝口議員に答弁をしたとおりでございます。

また組織機構、言わば全体に関する諸課題についてですが、この点については、課の編成等について情報を収集していきながら、現状をよく注視しつつ合理的な編成をしていきたいと考えております。

以上です。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（土井茂夫君） 以上で、11番、北村昭彦君の一般質問を終了します。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

(午後12時00分)

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

◎報告第1号の上程、説明

○議長（土井茂夫君） 日程第5、報告第1号 御宿町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

建設環境課長の報告を求めます。

建設環境課長。

○建設環境課長（渡辺晴久君） それでは、報告第1号 御宿町水道事業会計予算繰越算書の報告について説明いたします。

本報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和2年度御宿町水道事業会計予算建設改良費のうち242万円を令和3年度へ繰り越したことから、同法第26条第3項の規定により議会へ報告するものです。

1枚めくっていただき、令和2年度御宿町水道事業会計予算繰越計算書をご覧ください。

今回、繰り越いたしました1款資本的支出、1項建設改良費備品購入事業の242万円は、令和3年3月議会にて議決をいただいた新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金を活用した水道料金のコンビニ収納に対応するシステム導入費です。

繰越しとなった理由は、システム構築に一定期間が必要であり、年度内に調達ができなかったことから繰越しを行ったものです。

なお、財源となる一般会計からの補助金についても3月補正予算にて繰越明許費の議決をいただいたところです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 以上で報告第1号を終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（土井茂夫君） 日程第6、報告第2号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

企画財政課長の報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、報告第2号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします。

1枚めくっていただきまして、令和2年度御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。内容につきましては、令和3年第1回定例会にてご承認いただきました繰越明許費と同

様でございます。事業費及びその財源について、繰越手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものです。

それでは、事業ごとにご説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費の町有地樹木伐採事業は、前年度事業の追加処理等に不測の時間を要し、年度内完了が困難となったことから繰越明許費に設定したもので、全額の607万6,000円を繰り越しました。財源は全額一般財源です。

1項総務管理費の庁舎電話設備更新事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で海外からの部品供給が遅れており、年度内完了が困難となったことから繰越明許費に設定したもので、全額の150万円を繰り越しました。財源は全額一般財源です。

1項総務管理費の庁舎備品購入事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で感染症対策用備品が品薄状態となっており、年度内完了が困難となったことから862万円を繰越明許費に設定したもので、執行済みの204万5,300円を差し引いた657万4,700円を繰り越しました。財源は全額国庫補助金を充当しております。

2項徴税費のコンビニ納付システム導入事業は、基幹系システムの改修に一定の時間を要し、年度内完了が困難となったことから繰越明許費に設定したもので、全額の828万6,000円を繰り越しました。財源は全額国庫補助金を充当しております。

3款民生費、1項社会福祉費の介護施設等整備事業は、町内介護施設におけるプライバシー保護のための改修事業で、新型コロナウイルス感染症の影響で部材確保等に不測の時間を要し、年度内完了が困難となったことから繰越明許費に設定したもので、全額の4,404万円を繰り越しました。財源は全額県補助金を充当しております。

4款衛生費、1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、医薬材料費及び事業用備品の調達や体制整備の準備等に時間を要し、年度内完了が困難となったことから1,050万8,000円を繰越明許費に設定したもので、執行済みの788万6,221円を差し引いた262万1,779円を繰り越しました。財源は全額既収入特定財源の国庫補助金を充当しております。

3項上水道費の水道会計コンビニ納付システム導入補助事業は、徴税費同様、システム改修等に一定の時間を要し、年度内完了が困難となったことから繰越明許費に設定したもので、全額の242万円を繰り越しました。財源は全額国庫補助金を充当しております。

6款商工費、1項商工費の観光誘客促進事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済の活性化対策事業であり、事業完了が翌年度となることから、繰越明許費に設定したもので、全額の300万円を繰り越しました。財源は全額国庫補助金を充当しております。

1 項商工費の町営プール起流ポンプ更新事業については、起流ポンプの内部部品が受注生産であり、納期までに時間を要することから繰越明許費に設定したもので、全額の270万6,000円を繰り越しました。財源は全額一般財源です。

7 款土木費、2 項道路橋梁費の2020号線路線測量業務委託は、緊急事態宣言の発出に伴い、境界立会いを延期したことから、年度内完了が困難となったため繰越明許費に設定したもので、全額の423万5,000円を繰り越しました。財源は全額一般財源です。

次ページをご覧ください。

8 款消防費、1 項消防費の第1分団詰所建築事業は、地盤強化対策工事が必要となり、年度内完了が困難となったことから、4,603万9,000円を繰越明許費に設定したもので、事業費の決定に伴い4,538万5,890円を繰り越しました。財源は、県補助金270万6,000円、町債4,260万円、一般財源7万9,890円です。

9 款教育費、2 項小学校費の学校保健特別対策事業（小学校教育活動継続支援分）は、感染症対策用備品等が品薄状態となっており年度内完了が困難となったことから、86万1,000円を繰越明許費に設定したもので、執行済みの30万7,000円を差し引いた55万4,000円を繰り越しました。財源は全額国庫補助金を充当しております。

2 項小学校費の小学校トイレ改修事業は、設計に一定期間を要すること、また、改修工事は授業に支障のないように施工する必要があることから、年度内完了が困難なため、繰越明許費に設定したもので、全額の4,550万円を繰り越しました。財源は全額国庫補助金を充当しております。

3 項中学校費の各事業につきましては、2 項小学校費と同様の理由により、それぞれ繰越明許費に設定したもので、学校保健特別対策事業（中学校教育活動継続支援分）は全額の78万8,000円を、中学校トイレ改修事業は1,136万4,000円を繰越明許費に設定し、前払い金390万円を差し引いた746万4,000円をそれぞれ繰り越しました。財源は全額国庫補助金を充当しております。

中学校エアコン改修事業は、全額の1,700万円を繰り越しました。財源は国庫補助金1,525万2,300円、一般財源174万7,700円です。

4 項社会教育費の公民館キュービクル機器改修事業は、新型コロナウイルス感染症の影響でキュービクル油入遮断機の調達に時間を要し、年度内完了が困難となったことから188万3,000円を繰越明許費に設定したもので、事業費の決定に伴い188万2,100円を繰り越しました。財源は全額一般財源です。

5項保健体育費の海洋センター電気系統改修事業は、電気引込みボックスの調達に時間を要し、年度内完了が困難となったことから112万7,000円を繰越明許費に設定したもので、事業費の決定に伴い112万6,400円を繰り越しました。財源は全額一般財源です。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（土井茂夫君） 以上で報告第2号を終了いたします。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（土井茂夫君） 日程第7、報告第3号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

企画財政課長の報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、報告第3号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

1枚めくっていただきまして、令和2年度御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書をご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費のホームページサーバー移行業務委託ですが、セキュリティシステムの設定に不測の日数を要し、ホームページサーバーの移行作業に遅れが生じ、年度内に事業を完了することができなかつたことから、支出負担行為額103万4,000円を事故繰越ししたものです。財源は全額一般財源です。なお、事業につきましては既に完了しております。

7款土木費、3項住宅費の町営岩和田団地倉庫及び増築部分解体事業ですが、工期中、強風の日が多く、安全面に配慮しながら作業を実施したことから見込みより日数を要し、年度内に事業を完了することができなかつたため、支出負担行為額715万1,100円の全額を事故繰越ししたものです。財源は全額一般財源です。なお、事業は既に完了してございます。

7款土木費、5項河川費の普通河川清水川護岸整備事業ですが、断続的な降雨等により河川の水位が下がらず工事に不測の日数を要し、年度内に事業を完了することができなかつたことから、支出負担行為額239万8,000円の全額を事故繰越ししたものです。財源は全額一般財源です。なお、事業の完了は6月末を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（土井茂夫君） 以上で報告第3号を終了いたします。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

本年9月30日をもちまして任期満了となります人権擁護委員、江澤勝昌氏に代わりまして、井上富士子氏同委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

井上富士子氏の略歴につきましては別紙のとおりでありますので、よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（土井茂夫君） お諮りいたします。

諮問第1号は適任と答申したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任とすることで答申することに決しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第9、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（御宿町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第1号 御宿町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

居宅介護支援事業者の指定に関する事務については、平成30年4月1日から市町村へ権限移譲されており、指定居宅支援事業者の指定等を市町村が行うことが規定されています。

本条例は、国の基準省令を準用しており、令和3年1月25日に指定居宅サービス等の事業の

人員、整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正が令和3年4月1日から施行されることにより、所要の改正をし、令和3年3月26日付で専決処分をさせていただいたものです。

改正の内容は5点です。介護現場の業務効率化及び負担軽減、感染症や災害への対応強化、ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保、介護サービスの継続的な業務改善の推進、高齢者虐待の防止対策の義務づけでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第3条は、第5項に高齢者虐待防止の推進、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、事業者に対し必要な整備を行うこと、また、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じることが義務づける旨の規定を追加、第6項に、事業者は適切な介護予防支援の提供に当たり、介護保険等関連情報を活用し適切に有効に行うよう努めなければならない旨の規定の追加。

第6条は、事業者に対し前6月間に作成した居宅サービス計画における介護のサービスの割合等、同じ期間に提供されたサービスの回数のうち、同一の事業者によって提供されたものの割合について利用者に説明することを追加。

第15条でございます。第9号は、介護支援専門員が招集するサービス担当者会議において、感染防止や多職種連携の促進の観点から、利用者またはその家族が参加する場合、同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認めること。

第20条の2は、介護支援専門員は、町からの求めがあった場合には、居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、居宅サービス計画を町に届け出ることを義務づける規定です。

第20条は、事業の運営について、定めておかなければならない重要事項に第6号として虐待の防止のための措置に関する事項を追加しました。

第21条は、第4項に新たに適切な介護予防支援の提供を確保する観点から、事業者に対し、ハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じることが求めるものです。

第21条の2は、事業者に感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制の構築を求めるものです。

第23条の2は、事業者に事業所における感染症の発生、まん延等に関する取組の徹底を求めるものです。

第24条は、第2項として、重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、自由に閲覧させることにより掲示に代えることができる旨の規定の追加です。

第29条の2は、虐待の防止に関する条の追加で、虐待の発生またはその再発を防止するため

の取組を求めるものです。

第34条は、電磁的記録等に関する規定を定めるものです。

附則として、施行期日は、令和3年4月1日からとしています。

また、第2条では、虐待の防止に係る経過措置として、令和6年3月31日までの間、条例第3条第5項及び第29条の2の規定の適用については努力義務とすること。第3条では、業務継続計画の策定等に係る経過措置として、令和6年3月31日までの間、条例第21条の2第1項、第2項、第3項までの規定の適用については努力義務とすること。第4条では、感染症の予防、まん延の防止のための措置に係る経過措置として、令和6年3月31日までの間、条例第23条の2の規定の適用については努力義務とすることを定めています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は承認されることに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第10、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（御宿町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第2号 御宿町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

介護予防支援事業及び基準該当介護予防支援事業に係る事務については、介護保険法において指定介護予防事業者の指定等を市町村長が行うことが規定されています。

本条例は、国の基準省令を準用しており、令和3年1月25日付で指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正が行われ、令和3年4月1日から施行されることにより所要の改正をし、令和3年3月26日付で専決処分をさせていただいたものです。

改正の内容は、介護現場の業務効率化及び負担軽減、感染症や災害への対応強化、介護サービスの継続的な業務改善の推進、高齢者虐待の防止対策の義務づけでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第3条は、第5項として、高齢者虐待防止の推進、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、事業者に対し必要な整備を行うこと、また、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講じることを義務づける旨の規定を追加。第6項に、事業者は適切な介護予防支援の提供にあたり、介護保険等関連情報を活用し、適切に有効に行うよう努めなければならない旨の規定の追加。

第19条は、事業の運営について定めておかななくてはならない重要事項に、第6号として虐待の防止のための措置に関する事項を追加しました。

第20条は、第4項に新たに適切な介護予防支援の提供を確保する観点から、事業者に対しハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じることを求めるものです。

第20条の2は、感染症や災害が発生した場合であっても必要なサービスが継続的に提供できる体制の構築を求めるものです。

第22条の2は、事業者に事業所における感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求めるものです。

第23条は、第2項として、重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、自由に閲覧させることにより掲示に代えることができる旨の規定の追加です。

第28条の2は、虐待の防止に関する条の追加で、虐待の発生またはその再発を防止するための取組を求めるものです。

第32条でございます。第9号において、サービス担当者会議の開催に当たり、感染防止や多職種連携の促進の観点から、利用者またはその家族が参加する場合、同意を得た上でテレビ電話等を活用した実施を認める規定を追加しました。

第36条は、電磁的記録等に関する規定を定めるものです。

附則として、施行期日は令和3年4月1日からとしています。

また、第2条では、虐待の防止に係る経過措置として、令和6年3月31日までの間、条例第3条第5項及び第28条の2については努力義務とすること。第3条では、業務継続計画の策定等に係る経過措置として、令和6年3月31日までの間、条例第20条の2第1項、第2項、第3項までの規定の適用については努力義務とすること。第4条では、感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置として、令和6年3月31日までの間、条例第22条の2の規定の適用については努力義務とすることを定めています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は承認することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第11、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（御宿町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 議案第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、御宿町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、同日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものです。

主な内容は、個人住民税では、給与所得者等が年末調整の時期に提出する扶養親族申告書の電子提出に係る条文の整備、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の規定の整備、固定資産税では、平成30年度豪雨に係る規定の新設のほか、各種土地に係る負担調整措置に係る特例期間の延長、軽自動車税では、環境性能割における軽減期間の9か月延長のほか、営業用乗用車に関する種別割のグリーン化特例の規定の整備を行うため、御宿町税条例等の一部を改正するものです。

新旧対照表によりご説明いたします。

1 ページの第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書については、申告書の電子提出に係る税務署長への事前承認が廃止されたことに伴い文言を削除するほか、給与所得者が年末調整の時期に提出する扶養親族申告書について、国の示した措置を講じた場合は電子提出できる条文の整備をするものです。

また、次条、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書第4項の次に、第53条の9、退職所得申告書第3項を同様の適用をするため、条文を追記するものです。

第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書については、前条と同様、申告書の電子提出について条文の整備をするものです。

2 ページ、第53条の8、特別徴収税額については、次条第53条の9、退職所得申告書に、新たに第3項に申告書の電子提出についての項が整備されたことに伴い、参照条文を追記するものです。

第53条の9、退職所得申告書については、第3項に申告書の電子提出について新設、第4項に申告書の電子提出があった場合の、第2項の読替規定の整備をするものです。

3 ページ、第81条の4、環境性能割の税率については、地方税法第451条第5項に令和12年

度基準に係る読替規定が整備されたことによる参照条文の追記を行うものです。

5 ページに続きます。

附則第10条の2、わがまち特例については、前第3号雨水貯留浸透施設に係る特例措置の期間満了のため削除し、前第4号から第23号を、それぞれ第3号から第22号に、前第24号、認定先端設備等導入計画に基づく先端設備に係る特例措置が、期間満了のため削除し、前第25号から第27号を、第23号から第25号に整備するほか、地方税法改正に伴う引用条文の整備をするものです。

附則第10条の4、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等については、適用期限が2年間延長されたことによる規定の整備をするものです。

7 ページに続きます。

附則第10条の5、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例を受けようとするものがすべき申告等について新設するもので、第1項、平成30年7月豪雨により滅失または損壊した家屋の敷地の用に供された土地の課税標準となるべき価格を3分の1にする適用を受けようとする者の申告書の申告期日及び記載内容について。第2項で、前項の規定の適用を受けた土地の所有者が毎年1月31日までにすべき住宅用地の申告を令和3年度分及び令和4年度分においては2月末日までとする規定の整備。第3項は、被災したマンション等の区分所有家屋の敷地の固定資産税の案分について、所有者全員の合意により決めた案分率を適用しようとする場合の所有者代表がすべき申出の記載内容について。第4項は、土地区画整理事業等で、仮換地を受けた土地で特定被災供用土地とみなされた特定仮換地等に係る案分の申出についての前項の読替規定を整備するものです。

附則第11条、土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義については、評価替えに伴う令和3年度から令和5年度までの3年間の用語の意義を定めるものです。

8 ページに続きます。

附則第11条の2、令和4年度または令和5年度における土地の価格の特例については、通常、評価替えにより、土地の価格は3年間変更されることはありませんが、毎年度行う時点修正において著しく土地の価格が下落した場合は、令和4年度または令和5年度においても価格修正できる条文の整備をするものです。

附則第12条、土地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例、10ページ、附則第13条、農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度

分の固定資産税の特例。

附則第15条、特別土地保有税の課税の特例については、評価替えによって税負担が急増しないよう、負担調整措置の特例期間を3年間延長する整備をするものです。

附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税については、地方税法第451条、環境性能割の税率、第5項に令和12年度基準に係る読替規定が整備されたことによる参照条文の追記を行うほか、軽減期間を令和3年12月31日までの9か月間延長するものです。

附則第15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例については、地方税法第446条環境性能割の非課税、第3項に令和12年度基準に係る読替規定が整備されたことによる参照条文の追記及び前条同様、第451条第5項に令和12年度基準に係る読替規定が整備されたことによる参照条文の追記を行うものです。

12ページ、附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例については、後段に、営業乗用車に限定したグリーン化特例、軽課の規定を、第6項、電気自動車、第7項、令和12年度基準90%達成車、第8項、令和12年度基準70%達成車の項を新たに整備し、これに伴う引用条項の追記を行うほか、文言の整備を行うものです。

14ページ、附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例については、前条に3項を追加されたことに伴う引用条文の整備をするものです。

附則第22条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等については、適用期限を5年間延長するものです。

15ページ、附則第26条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例については、新型コロナウイルス感染症の影響が長引いていることにより、住宅取得控除期間を13年間に延長、令和3年9月30日までに取得した場合の読替規定を第2項に定めるものです。

第2条関係ですが、令和2年条例第18号第3条関係で、地方税法の法人の納税制度に係る改正をしました。内容は、国内の親法人与完全支配関係にある子法人の申告納税をまとめて行う連結納税制度から、企業グループ内の各法人それぞれが個別に法人税額の計算及び申告を行うグループ通算制度へ移行する改正を行ったものです。このうち、第48条、法人の町民税の申告納付の改正中、16ページ中段、地方税法第321条の8において、第39項から第46項、通算法人の規定が整備されたことにより、8項分の項ずれに対応するための整備を行うものです。

17ページ、第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續、第2項の改正中、地方税法施行令第48条の15の4、租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の

市町村民税の徴収猶予の申告手続等が削除されたことによる条ずれを整備するものです。

第52条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金、第3項の改正中についても第50条と同様の整備を行うものです。

附則第4条第1項中の連結法人に関する部分の規定を削る整備を行うものです。

次に、改正附則第1条は、施行日を令和3年4月1日からとするものです。改正附則第2条は、町民税に関する経過措置で、第1項第36条の3の2、給与所得者、第2項第36条の3の3、公的年金受給者の扶養親族申告書に係る申告書の電子提出については、この条例の施行日以後に行うものから適用し、施行日前に行ったものについては、なお従前の例によるものとするもの。

改正附則第3条、固定資産税に関する経過措置で、第1項、別段の定めがあるものを除き、固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税に適用し、令和2年度分までは従前の例によるものとするもの。

第2項、附則第10条の2、わがまち特例で削除した前第3号について、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得した雨水浸透貯留施設、第3項、同じく削除した前第24号について、生産性向上特別措置法の施行の日から令和3年3月31日までの間に取得した機械装置等に課する固定資産税は、なお従前の例によるものとする。

改正附則第4条は、軽自動車税に関する経過措置で、第1項、環境性能割に関する部分は、この条例の施行日以後に取得したものについて適用し、施行日前に取得したものについては、なお従前の例によるものとする。

第2項、種別割に関する部分は、令和3年度以後に取得したものについて適用し、令和2年度分については、なお従前の例によるものとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第3号は承認することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第12、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度御宿町一般会計補正予算第2号)を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(金井亜紀子君) それでは、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度御宿町一般会計補正予算第2号)をご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保を迅速かつ適切に実行するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年5月13日に行いました令和3年度一般会計補正予算(第2号)の専決処分について、その承認を求めるものでございます。補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出それぞれに637万8,000円を追加し、補正後の予算総額を36億9,443万5,000円と定めるものでございます。

それでは、予算書の内容につきまして、事項別明細に沿ってご説明いたします。

6ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、3節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の637万8,000円は、新型コロナウイルスワクチンの接種事業に係る国庫補助で、事業費の全額を国が補助するものでございます。

以上、歳入予算に637万8,000円を追加しております。

続いて、8ページをご覧ください。

歳出予算でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、14節工事請負費の287万8,000円は、ワクチン接

種を安全かつスムーズに実施するため、保健センターの照明器具をLEDにするほか、ワクチン保冷冷蔵庫無停電電源装置の設置工事を行うものです。

17節備品購入費の350万円は、ワクチン保冷冷蔵庫無停電電源装置や接種会場に設置するパーティションを追加購入するものです。

以上、歳出予算に637万8,000円を追加しております。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

9番、伊藤博明さんが離席しております。現在の出席議員10名で採決を行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は承認することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第13、議案第5号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 議案第5号 御宿町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が公布されたことに伴い、個人住民税においては、扶養親族のうち国外に居住する親族の扶養控除適用対象者が整備されたこと、また、セルフメディケーション、自主服薬による医療費控除の特

例期間が5年間延長されたことにより規定の整備を行う必要があるため、御宿町税条例の一部を改正するものです。

新旧対照表によりご説明させていただきます。

1 ページ、第24条は、個人の住民税の非課税の範囲については、個人住民税均等割及び所得割の算定において、納税義務者の世帯人員、本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数が基礎となります。

今までの扶養者控除の適用対象者とは、同一生計者で、16歳以上、所得金額が38万円以下の者でしたが、所得税法の改正で、国外に居住する親族で、30歳以上70歳未満の者で、留学、障害者、納税義務者からの送金を38万円以上受けている者のいずれにも該当しない者の場合は、個人住民税均等割及び所得割の非課税限度額の基礎となる扶養控除の適用対象者から除外することとされました。このため、非課税限度額を算定する場合、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ると規定の整備をするものです。

第36条の3の3、個人の住民税に係る公的年金受給者の扶養親族申告書については、国内において、公的年金の支払いを受けるものの、扶養親族を年齢16歳未満の者に限ると明文化する整備をするものです。

2 ページに続きます。

附則第5条、個人の住民税の所得割の非課税の範囲については、第24条の改正と同じく、所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族とは、16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るとする整備を行うものです。

附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例については、セルフメディケーション、自主服薬による医療費控除の特例期間を5年延長するものです。

改正附則といたしまして、第1条は令和4年1月1日から施行する。ただし、第24条第2項及び第36条の3の3第1項、附則第5条第1項の改正規定は令和6年1月1日、改正附則第2条、町民税に関する経過措置について、前条のただし書による改正後の個人町民税に関する部分は、令和6年度以後の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

9番、伊藤博明さんが戻られましたので、現在の出席議員11名で採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第14、議案第6号 御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 議案第6号 御宿町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、関係法の一括改正において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る一部改正があり、マイナンバーカード再交付手数料の取扱いが変更となりました。

現行では、マイナンバーカード再交付手数料は町が徴収義務を負っていましたが、今回の法改正により、地方公共団体情報システム機構が再交付手数料を徴収することとなったため、御宿町手数料条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

議案の後ろに添付してございます新旧対照表をご覧ください。

別表中、個人番号に係る区分の手数料の名称欄、個人番号、カード再交付手数料を削る改正を行うものです。

附則といたしまして、本条例の施行日は令和3年9月1日からとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第15、議案第7号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

建設環境課長より議案の説明を求めます。

建設環境課長。

○建設環境課長（渡辺晴久君） それでは、議案第7号 町道路線の廃止について説明いたします。

本案は、七本地先の太陽光発電設置事業に伴い、開発区域内の5588号線について、町道廃止申請がありましたので、町道利用の状況を踏まえ、町道路線の廃止について提案するものです。

当該太陽光発電事業につきましては、平成25年9月10日付で千葉県林地開発許可申請がされ、平成26年7月24日付で許可が下りております。

また、平成27年2月26日付で開発区域の拡大に伴う変更許可申請があり、同年10月16日に許可されているところです。

お手元の議案をご覧ください。

今回、町道路線の廃止を提案いたします路線名は5588号線で、起点は七本448番1地先、終点は七本450番地先です。幅員は0.9メートル、延長は82.5メートルです。本路線については、道路としての使用実態がなく、隣接地の地権者から町道廃止に対しての同意書を得ているところです。

1枚めくっていただき、添付の案内図、廃止路線見取図をご覧ください。

左側、案内図では、廃止路線図の位置を示しております。図の右上、角の道路部分は、実谷方面から勝浦地先に抜ける0106号線となります。図の上側が実谷、下側が勝浦市となります。

0106号線を勝浦市に向かい、七本集落を抜けた右側、奥に現在太陽光発電設置事業が行われており、赤線部分が今回廃止を提案いたします5588号線となります。

右側の見取図については、5588号線の起点、終点を示したものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10分間休憩いたします。

（午後 2時31分）

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議にあたりまして、私から質疑ありませんかと言ったときに、本当になければ一言声を発

して、なしならなしという形で発していただけると本当にありがたいと思います。よろしくお願ひします。

(午後 2時44分)

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第16、議案第8号 令和3年度御宿町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

金井企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 議案第8号 令和3年度御宿町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、感染防止対策に係る公共施設の整備を行うほか、コロナ禍での海水浴場開設に伴う経費や、中学校Wi-Fi環境の拡充、子育て世帯生活支援特別給付金の給付や、夷隅医師会への支援金などについて予算措置をお願いするものです。

初めに、予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ3,828万1,000円を追加し、補正後の予算総額を37億3,271万6,000円と定めるものでございます。

それでは、内容につきまして予算書の事項別明細に沿ってご説明いたします。

6ページをご覧ください。

歳入予算です。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2,286万4,000円は、今般の歳出予算に計上しております新型コロナウイルス感染症対策として実施する各事業に対し交付金を追加計上するものです。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の423万2,000円は、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る給付金310万円と事務費113万2,000円で、事業費の全額を国が補助するものです。

3目衛生費国庫補助金、3節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の218万円は、ワクチン接種事業に従事する職員人件費で、全額国が補助するものです。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の856万5,000円は、収支の不足に対応す

るため追加するものです。

21款諸収入、2項雑入、4目雑入、1節雑入の44万円は、第7分団消防庫の修繕に係る災害共済金で、事業費の全額が給付されるものです。

以上、歳入予算に3,828万1,000円を追加しております。

続きまして、8ページをご覧ください。

歳出予算です。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費、14節工事請負費の288万4,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として実施する改修工事に要する経費で、庁舎等にデスクパーティションを設置するほか、トイレの洗面台を自動水栓に改修するものです。

17節備品購入費の11万円は、新型コロナウイルス感染症対策として公共施設に設置する空気清浄機の追加購入に係るものです。

4目企画費の489万6,000円は、各節が複数の事業にまたがっているため、事業ごとにご説明いたします。

企画関係事務費の3万3,000円は、第2期御宿町まち・ひと・しごと創生総合戦略庁内検討委員会のコーディネーターに対する謝礼です。

定住化促進事業の100万円は、空き家家財等の処分に係る補助金で、空き家バンクの登録を増やし、移住定住を促進するため、新たに創設するものです。

地域おこし協力隊関係事業の352万5,000円は、移住定住施策に従事する地域おこし協力隊を新たに1名配置するもので、報償費202万5,000円のほか、消耗品費や備品購入費などの活動経費をそれぞれ計上しております。

地方創生推進事業（生活支援支え合いサービス事業）の1万1,000円は、交流サロンふれあいの家に係る経費で、サロンとして使用している住宅が町の所有となったことから、施設に係る補助金30万円を減額し、光熱水費や修繕料、エアコンの処分に係るリサイクル料、御宿台維持管理費などの必要経費をそれぞれ計上しております。

地方創生推進事業（特産品の開発事業）の32万7,000円は、借上げ施設の感染症対策に要する消耗品費と備品購入費です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、17節備品購入費の22万5,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として、地域福祉センターにサーモグラフィカメラを設置するものです。

10ページをご覧ください。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、10 節需用費から12 節委託料の113 万2,000 円と、18 節負担金補助及び交付金550 万円のうち310 万円は、子育て世帯生活支援特別給付金事業に要する経費で、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、低所得の子育て世帯に対し、児童1 人当たり5 万円の給付金を支給するものです。

18 節負担金補助及び交付金のうち240 万円は、新生児臨時特別定額給付金で、新型コロナウイルス感染症の影響下で、妊娠期間を経て出産となった家庭への支援として、昨年度と同様に新生児1 人当たり10 万円を支給するものです。

4 目児童福祉施設費、14 節工事請負費の27 万8,000 円は、新型コロナウイルス感染症対策として、御宿児童館の事務室にエアコンを設置するものです。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、18 節負担金補助及び交付金の295 万9,000 円は、夷隅医師会からの要望を受け夷隅准看護師学校校舎の雨漏り修繕及び空調機交換工事に要する経費の4 分の3 を夷隅郡市2 市2 町で支援することとなったことから、校舎修繕負担金として187 万3,000 円を、また、夷隅地域における新型コロナウイルス対策に協力をいただいていることから、夷隅医師会への支援金として108 万6,000 円をそれぞれ計上しております。

2 目予防費、3 節職員手当の218 万円は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に従事する職員の時間外勤務手当及び特殊勤務手当です。

22 節償還金利息及び割引料の13 万円は、令和元年度母子保健衛生費国庫補助金の確定に伴う返還金です。

6 款商工費、1 項商工費、3 目観光費の746 万8,000 円は、海水浴場開設に伴う新型コロナウイルス感染症対策に要する経費で、各節が複数の事業にまたがっているため、事業ごとにご説明いたします。

観光関係事務事業の106 万3,000 円は、新型コロナウイルス感染症対策として実施するトイレ洗面台自動水栓化工事費6 万3,000 円と、観光協会が実施するスマートフォンをかざして情報を取得することができるスマートプレート設置事業への補助金100 万円です。

海水浴場安全対策事業の15 万5,000 円は、各海水浴場に配置する監視員に係る人件費704 万8,000 円と、それに伴う監視業務委託884 万8,000 円の減額、並びに3 密を回避するための海岸巡視業務159 万5,000 円を新たに計上するものです。

監視員確保対策事業の625 万円は、監視員の新型コロナウイルス感染症対策として実施する抗原検査等に係る消耗品費50 万円と、分宿に係る施設の借上料575 万円です。

12 ページをご覧ください。

4 目月の沙漠記念館管理運営費、14 節工事請負費の160万円は、新型コロナウイルス感染症対策として、トイレの便器及び洗面台を自動水栓に改修するものです。

5 目町営プール管理運営費の52万6,000円は町営プール開設に伴う新型コロナウイルス感染症対策に要する経費で、1 節報酬の3万3,000円は新型コロナウイルス感染症対応に従事したスタッフに係る特殊勤務報酬、14 節工事請負費の47万3,000円はトイレ洗面台自動水栓化に係る工事費、17 節備品購入費の2万円は更衣室に設置するサーキュレーターの購入費です。

8 款消防費、1 項消防費、3 目消防施設費、10 節需用費の44万円は、第7分団消防庫のシャッター破損による修繕料です。

14 節工事請負費の402万1,000円は、民地に設置されている防火水槽の撤去工事及び代替水利としての消火栓設置工事費です。

9 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費の104万9,000円は、コロナ禍における学習環境を整備するため、校内のW i - F i 環境の拡充に要する経費で、11 節役務費の1万7,000円は、光回線のプラン変更に伴う電話料、13 節使用料及び賃借料の36万8,000円の減額と、14 節工事請負費の140万円は、新たなネットワークシステムの整備費です。

4 項社会教育費、2 目公民館費、14 節工事請負費の75万6,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として実施するトイレ洗面台自動水栓化の工事費です。

5 項保健体育費、1 目保健体育総務費、13 節使用料及び賃借料の10万2,000円は、小学6年生がパラリンピックを観戦するにあたり、移動時の3密対策として換気設備がついた大型バスの借上げ等に要する経費で、有料道路使用料1万1,000円とバス借上料9万1,000円をそれぞれ計上するものです。

14ページをご覧ください。

2 目体育施設費、14 節工事請負費の75万6,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として実施する海洋センタープール、海洋センター体育館、旧岩和田小学校体育館の各トイレの洗面台自動水栓化の工事費です。

3 目学校給食費、11 節役務費の30万2,000円と、13 節使用料及び賃借料の52万8,000円は、学校給食費等の集金に係る教職員の負担軽減と、納付方法を増やし、保護者の利便性向上を図るため、集金業務を委託する経費です。

18 節負担金補助及び交付金の43万9,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、需要が減退している勝浦、御宿の水産物を学校給食用の食材として購入するため、勝浦市学校給食センター負担金を追加するものです。

以上、歳出予算に3,828万1,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、立野さん。

○5番（立野暁広君） 5番、立野です。

13ページの消防費消火栓設置工事と消防用水利撤収工事について、この経緯等をご説明いただければと思います。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） ただいまの予算書13ページ、消防関係工事請負事業の消火栓設置及び消防用水利撤去工事の経緯でございますが、こちらは高山田地先にある消防用の水利でございます。

場所といたしましては、春日神社の裏手付近の消防用の水利になりますが、こちらにつきましては、消防用の防火水槽が設置してある土地が民地でございますが、これまで賃貸借契約にて締結をしてございました。その賃貸借契約をしていた土地の持ち主の方が、お亡くなりになり、その間に賃貸借契約が終了してしまったんですが、こちら、相続人の方もいらっしゃらず、契約の更新をすることができない状況のまま続いておりました。

そうした中で、当該消防水利の土地について公売の案内がございましたが、こちらの公売の物件につきましては、その底地の土地と、隣接するところに家屋のある土地等もある中での公売のご案内でしたので、現在、公共財産についてはできる限りスリム化を図っているところで、こうした土地の取得については、引き続き地域のいわゆる共助という形で、新たな持ち主の方と賃貸借契約を結んだ中で、引き続き更新をしていきたい旨の決定の中で、公売には参加をしなかったという経緯がございます。

そうした中で、新たに公売の結果、取得された方と、これまで交渉を進めてまいりましたが、なかなか賃貸借の契約には調整がつかず、具体的に申し上げますと月々の賃借料の相手側の提示額が非常に破格な提示額でございましたので、どうしても折り合いがつかない中で、今回、既存の消防用の防火水槽を撤去して、新たに消火栓の設置を行うための費用として、今回予算のほうに提案させていただいたものです。

以上になります。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございますか。

5番、立野さん。

手を挙げたでしょう。同時に私が見ているんだから。立野さん。手を挙げたでしょう。

(「いや、ないです」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) また手を挙げたか。

(「違います」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) ごめんなさい。じゃ、手を挙げたように見えちゃったんですね。ごめんなさい。

7番、貝塚さん。

○7番(貝塚嘉軼君) それでは、歳出予算の企画費の中の地域おこし協力隊関係事業についてお聞きいたします。

これは、今回補正でのってきた予算だと思いますけれども、地域おこし協力隊、過去に何人か採用して実施しておりましたけれども、結果的には事業としての成果というものが、私の感じるところでは、100%、地域おこしのためになったという感じはしなかったんですけれども、今回、地域おこし協力隊、募集すると、これにつきましては、何のために募集するのか。また、この予算の中に、協力隊報酬としての金額が出ています。これは、期間はどのぐらいなのかということをお聞きしたいと思います。

まず、どうしてこの途中から地域おこし隊を募集するのか。それについてお聞きします。

○議長(土井茂夫君) 企画財政課長。

○企画財政課長(金井亜紀子君) 地域おこし協力隊関係事業につきましては、今回新たに採用を予定している業務は、移住定住に従事していただく地域おこし協力隊を1名予定してございます。

移住定住施策の中で、今、課の中でいろいろ議論しておりますが、補正予算にも上げさせていただきましたが、空き家対策事業、また昨年度より協議させていただいておりますサテライトオフィス等に関する業務、また一般質問にもありましたが、DECCOハウス等を含め、今後移住定住施策を推進するにあたり、なかなか職員だけでは全ての業務を管理するのが難しい中で、地域おこし協力隊に積極的にそうした活動をしていただくために、1名採用する予定で予算を上げさせていただきました。

年度途中になってしまったのは、今、空き家対策やDECCOハウス、また、サテライトオフィスについてはまだ協議途中ということで当初予算には上げておりませんが、これらの事業を実施するにあたり、6月補正で計上させていただいたということでございます。

人件費につきましては、一応7月から3月までの9か月分を計上させていただいてございます。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございますか。

7番、貝塚さん。

○7番（貝塚嘉軼君） 続いて、地域おこし隊については、ちょっとまだ意見があるんですが、いろいろと関連して、その中で途中であるけれどもやるんだ、募集するんだということでありますので、それはそれとしてまた後でお聞きしますけれども、11ページの観光費の中で、海水浴場安全対策事業として上がっております。この中で委託料を減額されております。これについて、海水浴場を開設するにあたっては、従来、この監視業務というのは行っていたと私は認識しておりますけれども、ここで減額されているということは、海水浴場を開設しないというふうに解釈するんですか。それとも、別の方法で監視体制を整えるために、これだけの費用は要らなくなったということで減額補正を出したのかどうか。それについてお聞きしたいです。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 委託料、海水浴場監視業務委託の減額につきましては、海水浴場監視業務委託884万8,000円の減でございます。従来、委託としてライフセーバーをお願いしていたんですが、学校側の身分の保障等の関係で、会計年度任用職員報酬に730万8,000円を組替えさせていただきました。これに伴います減額でございます。会計年度任用職員の報酬の方に委託料を組替えさせていただいたことによる減額でございます。海水浴場は開設で、今のところ予定しております。

○議長（土井茂夫君） 7番、貝塚さん。

○7番（貝塚嘉軼君） 海水浴場開設、組替えということでさせてもらいましたという今の答弁でしたけれども、従来でしたら岩和田海水浴場、中央海水浴場、浜海水浴場というような形で、3か所に海水浴場を設置されておりましたよね。それで、今年も従来どおり行うという考えでよろしいんですか。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 令和3年度の御宿町海水浴場の開設についてでございますが、現在、観光協会及び拓殖大学ライフセービング部の関係者と調整しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴いまして、例年派遣をいただいている外国人ライフセーバーの確保、また、感染症の対策の観点から、町が管理する3か所の海水浴場のうち、中央海水浴場及び岩和田海水浴場の2か所を7月17日から8月29日まで44日間、遊泳エリアなどを、

範囲を縮小して開催する予定でございます。

○議長（土井茂夫君） 7番、貝塚さん。

○7番（貝塚嘉軼君） そうしますと、浜海水浴場は開設しないということでございますね。それに伴って、話に聞くと、拓殖大学のライフセーバーの学生を監視をお願いするにあたっては、大学側からいろいろなコロナ対策について説明はしていると。問合せというか、こういうふうにしてくださいと。その中で、1人個室と、今までのように集団のあれはいけないという形で、先日、観光協会から募集が出て、何件かは決定されたというんですけれども、これは人数が分かっている、それだけの個室が必要として募集したのか、そしてそれに対する1部屋1人だということに関しての部屋代というんですか、家賃というか、それは1日、1人1部屋ということですので、幾らでそれを借上げするのか。ここに、借上料、監視員確保対策事業として625万円というのがあります。これがその費用なんであるかどうかちょっとお願いします。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 監視員確保対策事業におきます施設の借上料につきましては、これまで、海水浴場の監視活動に派遣される学生につきましては、町の施設を宿舎として活動しておりました。

今般の新型コロナウイルス感染症の防止のため、拓殖大学側から監視業務を引き受けるにあたりまして、宿舎の感染対策等の条件をいただきました。主な条件といたしまして、1棟貸しの学生部員のみ使用できる施設であること、また、管理者がおり、感染対策が常に行われている施設でありました。

このことから、町では観光協会を通じまして、2軒選考し、大学の施設等の確認をいただいているところでございます。月末までには派遣学生について報告をいただくことになっております。

学生の派遣の見込みにつきましては、23名の学生の派遣を見込んでございます。また、開設と準備期間5日とさせていただき、素泊まり1名5,000円で積算をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 7番、貝塚さん。

○7番（貝塚嘉軼君） 今までと違って、今までは町の建物で、集団で休憩していただいたということですから、1日日当で経費は収まっておられたんだと思いますけれども、今回の海水浴場開設にあたっての対策費としては、この大学生については、この1人1日5,000円の宿泊

費プラス監視1日幾らの日当がつくわけだよね。

そんなこんなで県下、銚子から山武まで、九十九里までですか、海水浴を設置しないと自治体が決めているところがあります。そういう中で、やはり何が大変なんですかと聞いたら、山武なんかにおきましては、9つの海水浴場がありますけれども、その一部、大塚海岸の関係者、親しい人に聞きましたら、やっぱり監視員の確保ができないということで、そのほかの海水浴場も、そういう状況の中で、山武市が開設を見合わせたということらしいんですね。というのは要するに、開設するにあたっては、監視体制が整っていないと大変だと。事故が起こったときに大変だということで、そうするとそれにかかる経費というのか、当然、今、課長が申し上げたように、一人一人個室とかということで、監視員が何十人といた場合に、やっぱり大変な金額がかかると。そうしてやって、果たして地域の活性化に寄与できるかどうかというような部分。

あるいは、こういう状況の中から、海水浴客も減るだろうと。そうなると大変であるというようなことで、また、海の家を設置するにあたっては、業者が、やはり働き手がないんだということで、やっぱりそこに开店するお店の人たちも出ないというようなことで、山武の大塚海岸なんかについては、そういう条件が重なりましたので、今年はやらないですよというようなことが聞かれたので、御宿におきまして、いすみ市大原海岸はどうか、まだはっきりしたことは聞いていませんけれども、勝浦市の鵜原海岸については、鵜原の観光関係者に聞いたところ、海水浴場は開設しないと。だけど駐車場は開設すると。というのは、去年、開設しなかったら、駐車場も当初閉鎖したら、路上駐車が多くて地域住民が非常に困ったということで、開設してくれということで、駐車場を開設しますと。そして、守谷海岸におきましては、聞きましたところ、駐車場はどうも開設するみたいだと。海水浴場として開設するかどうかはまだはっきり決まっていなくても、売店の人たちは开店しないということに決定しているという情報なんですよ。どこまでどういうふうになるか、私もよく分からないけれども、関係者に聞いたら、そういう答えがあったということです。

御宿におきましては、それは懸念、開設しなくても、やっぱり人が来る。事実来ました。だけれども安全対策として、監視員を何人か使って海岸パトロールをしたということで、無事故に収まったということでやるんですけども、今回、開設するにあたっては、岩和田海水浴場の売店組合については、海岸における开店は見合わせ、中央については1軒、日の丸休憩所は开店するというようなことのほかは、廃業したり、あるいは今年は休むというような関係。そういう中で、海水浴場開設、これは御宿にとって、経済効果、大事でございますから、しない

よりもしたほうが良いというふうに思いますけれども、するにあたって大変な経費や、それからコロナ対策、人、地域の人たちの、やっぱり観光関係者、事業関係者においては、いろいろ不安はあるけれども対策をしてお客さんを受け入れたいという希望もある。しかし、一般の人にしてみれば、完全にコロナ対策は、コロナが収束していないのに来て、ましてやいろんな新しいインド株とかイギリス株とか、そういうのがあって非常に不安だと。

そして、ここへ来て、近くの市町村の感染者が出ているということで不安でならないという声も聞かれるんですけども、岩和田の一部においては、絶対によそから入れちゃいけないと。駐車場を開くんだったら、おれは絶対させないとかというような、そういう声も聞こえるので、今聞いたんですけども、町長にお聞きします。そういう厳しい状況なんですけれども、やはり海水浴場を開設するということがよろしいんですか。それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） 今、貝塚議員さんからいろいろなご意見を伺いましたけれども、まさに海水浴場を開設できるかどうかということについては、昨年経験いたしましたとおり、また今のご意見の中にありましたように、ライフセーバーを確保できるかどうかということが、非常に各行政体、各自治体で大きな要因になっていると思います。

そういう意味では、このたび、今観光課長が説明したように、拓殖大学のほうで、非常に条件をいただきまして、しっかりとした感染対策と、会計年度職員としての採用ということで、身分保障的なものの中でやっていただきたいという申出がございましたので、それを受けて、そのような対策を取らせていただいているということでございます。

各自治体において、行政の形というのはそれぞれ異なります。観光色の強い町とか、あるいは農業色の強い町とかいろいろありますけれども、私は、御宿町にとっては非常に観光振興と申しますか、地域活性化の大きな原動力は観光面にあると認識をしておりますので、国においてもそうですけれども、感染対策と経済をどういうふうにして両立していくんだと、これはもう本当に、真剣に真摯に考えていかなきゃいけないと思いますので、このたびは、今、申し上げましたように、海水浴場を開設いたしますが、縮小した形で、中央においても岩和田においても縮小した形で開設させていただく、そしてしっかりと監視員をつけて、感染対策も充分に行いながら、この夏をやっていくというような考えでありますので、よろしく申し上げます。

○議長（土井茂夫君） 7番、貝塚さん。

○7番（貝塚嘉軼君） ということは、御宿町は開設するという形で認識していいということですね。

それともう一つ、御宿の夏の名物として花火大会がございます。まさにオリンピック開催中の日に当たると思います。そういう中で、情報によると、警察のほうで警備体制がなかなか取れないということで、花火大会においては、考慮してほしいというような情報が観光協会のほうにも入っておるということを知っております。ここには予算とは関係ないんですけれども、今年度予算の中に花火大会も予定されております。予算はのっています。そういう中で、こういう状況の中で花火大会実施にあたってはどうなんですか。課長。その辺の情報を教えてください。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 花火大会委員につきましては、議員の質問にありましたように、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴いまして、警察署の警備の関係で、花火大会の開催については、できるだけ開催を自粛してほしいということで、警察のほうから伺っているところでございます。

現在、花火大会の実施の有無につきまして、観光協会のほうで、花火大会実行委員会の方へ希望調査を取っていると伺っております。その結果につきましては、最終的にはまだ町のほうに上がってきてはいないんですが、話を聞くと、7割の方が、そういう状況であれば少し見送るべきじゃないかということまでは伺っております。正式な決定につきましては、現在観光協会のほうを取りまとめて、最終的に町と協議をして決定させていただければと思います。もう時期も、かなり進んでおりますので、早期に決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） 7番、貝塚さん。

○7番（貝塚嘉軼君） それでは、同様質問がもう3回を超えましたので、しませんけれども、最後にお聞きした花火大会については、実行委員会が設置されて、そこで実施しておりますので、そういうわけで町としても今、やるやらないという決定はされないというふうに解釈しますけれども、やはり安全が第一でございますので、その辺も町の意見として明確にする必要があるんじゃないかなというふうにも思いますので、今後の協議会においてのやはり町としての意見も申し上げてもらいたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。3点ほどお聞きします。

9ページの地方創生推進事業生活支援支え合いサービス事業、CCRC事業ですが、これについては、全額では1万1,000円ということなんですが、先ほどの財政課長の説明ですと、この施設が町の所有になったことによって組替えが行われたというふうに解釈したんですが、今まで行ってきた運営方針についての変更はないんでしょうか。今まで家賃を払ってという形でやってきたんだと思うんですけども、民間運営を現在やっている状況についての変更はないんですか。内容について説明していただけますか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この生活支援支え合いサービス事業に関しましてお答え申し上げますけれども、具体的には御宿台にございますふれあいの家、ふれあいの家の活用につきまして、今まで御宿台、区の皆様方がいろんな協力をされて、また、中を運営している女性の皆さんもいらっしゃるわけですけども、CCRC事業として出発しまして、内容をよりよくするために、安定的な運営をするために、このような形を取らせていただいております。

それは具体的にはどういうことかといいますと、ふれあいの家の所有者の方が、この施設を町に寄附させていただきたいと。皆さんがやっている事業は素晴らしい事業なので、寄附させていただきたいということで町に申出がございましたので、町はそれを受けました。

そういうことで、今まで団体に出していた補助金といいますか支援金が今度はなくなりますので、それで町所有の建物を使っていただくということになりまして、それは当事者といいますか、やっておられる方のいろんなご意見なんですけれども、今後、先々長い目を見た場合、誰が中心になってやるのかとか、いろいろと不安な要素もあるので、ぜひそのようにさせていただきたいということで、これが今後、とにかく事業の趣旨、目的は皆さんが多くの方々がそこへ集まって、触れ合って、いろいろな、コミュニケーションを図ることが一番まさに、この趣旨にございますように、支え合ってやるのが一番いいことだということで、その事業をより安定的に運営するために、このようにさせていただいたということであります。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 安定的な運営をするためということなんですけれども、今までは家賃を払って、ボランティアの方々がそこで運営をされていた、そういう解釈をしていたんですけども、もう一点、サロンは家具屋さんでもやっていますよね。そこと同じような形式で今までやっていたのかなと思っていたんですけども、そこを買い取ってやるということは、町がこれから管理していくということなんですか。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） 買い取るのではなくて、全部寄附していただいたんです。所有者の方から。そういうことでございます。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 町の所有になったということで、町がこれから管理をしていく、運営も町が関わっていくということで、今まで民間の活力を利用していきましょうということで、C R C事業を始めたと思うんですけども、町のものになって、これからはボランティアと町が関わっていくという考えでよろしいんですか。一応確認だけさせていただきます。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 活用していただいている皆さんが、基本的に当然、具体的には清掃とか一般的な管理はご自分で全部やっていただきますけれども、ただ、所有は町になりましたから、そういうので必要な経費は少し出ますけれども、今までの補助金は団体には出ていないということです。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 次に11ページなんですが、11ページの新型コロナウイルスワクチンの接種事業、職員手当が218万円ということで計上されているんですが、この職員手当の対象になる人数、業務内容、勤務状況等について伺います。

○議長（土井茂夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 対象になる事業と申しますか、今の接種会場において、各課に手伝いをいただいている部分がございます、その者たちの時間外勤務手当と、あと職員、主に保健師でございますが、そちらの時間外勤務手当ということで、総額で200万円ということで考えておまして、特に人数的なものはカウントしておりません。また、これから先に行きまして、接種の状況によってはまだ不足するかもしれませんので、そのときはまた追加の補正をお願いしたいと思っております。

また、残りの18万円ですけれども、200万円が時間外勤務手当で、18万円が特殊勤務手当で、コロナに感染するおそれもあるということで、危険手当でございます。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 現状、コロナの感染者数は、御宿町17名ということで、新聞報道で分かっているんですけども、いつどんなような感染経路で数字が上がるかもしれないという危機感は誰しもが持っていることだと思います。

現在、ワクチン接種が始まって、高齢者に対する接種事業は順調に進んでいます。実際に、

さっき家具屋の話をしたんですけれども、家具屋を利用する人が来て、御宿はすばらしいわよ。ワクチン接種の流れはスムーズで、御宿はいいところよねというような、お褒めの言葉を伺いました。だけれどもその事業に持つていくまでの事務作業って非常に大変な苦労があったんではないかなというふうに思います。

ワクチン接種するにあたっては、やはり人命に関わる事業ですから、神経が休まる暇がないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、これから、先ほど町長の挨拶の中で、65歳未満の住民に対する事務作業にも対応していきますよというお話だったんですが、何もなければいいです。だけれども、こういう人命に関わる事業で、緊急時の対応とかが発生した場合に、即対応ができる体制を取っておかないと非常に心配なところです。

今、テレビ等の報道を見ていますと、毎日のように報道陣の前で首長が頭を下げています。そういった事態が発生しないようにするためにも、時間外で200万円というかなりの金額だと思いませんか。職員の過重労働、そういったものに対しての検証をきちんとしているのかどうか、そういったところについて非常に危惧するところがあります。

町長が常日頃から、町民の命を守るのが町長の仕事だと公言されていますけれども、準備室、全町公園課準備室、そういうものを設けられていますけれども、このコロナ禍が収束するまでの間だけでも、このコロナ対策の班をつくるなりなんんりの対応すべきではないかなということを考えています。できれば、現在の業務内容について無理がないのかどうか、一度検証していただきたいというのが、町長にそういう考えがあるかどうかを伺いたいと思って質問させていただきました。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） おっしゃることはよく分かります。公務員としまして仕事に携わっている、当然、田中議員さんも長く経験されておりますので、充分ご経験の中でご承知だと思いますけれども、どんな仕事も町民のためにやっているわけですね。そこにはやっぱりみんな命ということがかかっています。これはどの仕事でもそうだと思いますよ。

しかし、具体的に現実的に、今おっしゃられました事故等はないようにしようと、それは当然のことですので、そういうことで、当然のことながら各自治体、行政体において、全体の職員数とか、各課に配属させる、配属していただく職員室とか、みんな一つの形といたしますか限度がありますので、確かに現況を見まして、いろんな意見の相違もあるんです。当然あると思いますけれども、私は全体を見ながら、できる限り、可能な限り、そういった事故のないように配慮していかなければいけないなと思いますけれども、その辺の考え方については

やはり職員一人一人においても、いろんな面で誤差があるんじゃないかなと思いますけれども、とにかく、今おっしゃられました事故に通ずる局面が出ないように、配慮はしていきたいと思えます。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 今、これ非常事態だと思うんですね。このコロナ禍に関わらない人に対しても、ほかの業務でも時間外勤務が非常に日常化しているということで、協議会等でも議長さんからのお話があったりしていますけれども、やはり職員の勤務状況については、執行部の方たちには職員の勤務体制の見直しといいますか、検証をぜひしてほしいなと思えます。

もう一点、続いて質問させていただきます。

13ページの消防用貯水槽の撤去については、今、立野議員から経緯についての説明を求めています、この貯水槽がなくなるということで、地域住民の方はかなり不安を感じるんじゃないかと思えます。今も周知しているのかどうか分かりませんが、そういったことも含めて、住民には十分な説明をして理解を得ていただきたいなと思えます。

今回あったことについて、この貯水槽は、住民の方々の好意の上に成り立っている貯水槽が多くあると思うんですね。個人の場所を借りているとか、区のを借りているとかいろいろあると思うんですけれども、この権利関係については早急に調査をしていただいて、同様の案件が出ないような対策、それについて町としてどういうふうを考えているのか。起きてから対応するんじゃなくて、こういうところについては、契約の見直しをすとか、そういった対策が必要ではないかと思うんですが、それについて。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） まず、1点目の消防の貯水槽がなくなることについての地域への説明でございますが、結論から申し上げますと、まず地域のほうにはまだ、この水槽がなくなってここに付けるなどの具体的なアナウンスについてはしておりません。基本的に消防用の施設ですので、この後、具体化する段階において、消防本部の方、それから各分団の分団長さんがいるところの会議のテーブルにも、こういう事案を出させていただいて、地元の分団等を含めて適正な場所について検討していきたいと考えております。

また、地域の消防用の水利ですので、有事の際にこういったものがないと非常に困ってしまうということが発生すると思えますので、そうしたことから、消防力の低下を招かないように、この貯水槽の代わりに消火栓の設置をするというようなものです。見た目といたしましては、防火水槽ですと目に見て非常に分かりやすく、水がたまっていて大きいものですから、大分水

量があると一般の方には見えるんですけども、この消火栓につきましては水道管のほうと直結しておりますので、基本的には水道管の中の水が切れない限り水が出てまいりますので、水量としては十分にその貯水槽の分量を補えるというような考え方の中で、そういう考え方の中において、地域における消防施設、いわゆる消防力の低下を招かないような対応をしてみたいと考えております。そうした中での今回の補正予算の提案でございます。

また、2点目の今回の撤去、公売によって新しい方に所有者が移られた関係で、今回こういった予算のほうを計上させていただきました。この所有の関係につきましては、今、田中議員さんご指摘のように町内には非常に多い、こういう事案がございます。ざっくり申し上げますと、消防施設だけで土地の上についているこういう水槽ですとか、消火栓のホースの収納庫ですとか、そういったもので100か所程度でございます。そのうちの50か所、約半分は町有地の上に乗っているんですけども、残り半分については、いろんな形で地域の方のご協力をいただいたりというところで、結論として民地の上に、その約半分が設置されているような実情がございます。

田中議員さんご指摘のとおり、こういうところについては1件1件、細かく調べた中で、こういうトラブルが発生しないよう、充分慎重に今後手続を進めていく必要があると認識しております。50か所のうち約20か所程度については、既に登記簿等についても取らせていただいて、残り30か所程度については今後計画的に登記簿も取っていきながら、具体的な事実関係をしっかりと把握をして、必要に応じた中で賃貸借の契約を締結するなり、必要な手続を取ってまいりたいと考えております。

スケジュールといたしましては、今年度中には全てその登記関係の確認を終わらせた上で、必要な手続を取っていきたいと考えております。

ただ、消防施設ですので、そのほとんどが地域の方のご協力をいただいた中で、無償での貸付け等についてご理解をいただいているところです。これについては当然、所有者の方の同意がないといけませんので、今後丁寧に1件1件進めていければと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 最後に関連してなんですけれども、災害対策基本法が改正されましたね。新聞、テレビ等でいろいろ報道されていますけれども、市町村が発令する避難情報が大きく変わりましたよということで放送されていますけれども、それについて御宿町は、周知されていない。ほかの町村を見ると、ホームページに載ってきたりいろいろしているんですけれ

ども、御宿は高齢化率が高いからホームページだけじゃ駄目ですよと前に質問したことがあるんですけども、こういう改正が大きくされたときは、ぜひ早急にお知らせ版とか、ホームページでもいいです、知らせてほしいです。テレビ、新聞、見ていない人も中にはいると思われまます。こういうところが変わりましたよ。避難するときにはこうなりますよということを早急に掲載するなりしていただきたいと思いますが、それについていかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 今、田中議員さんご指摘があったように、具体的には避難勧告と避難指示が一本化をされて、5月20日から変更になっております。ただいまご指摘のとおり5月20日からですと、期間が経過をしておりますが、結論から申し上げますと、予定としては次の6月25日発行の広報紙にて掲載する予定になっております。

ただ、5月20日から変更になっておりますので、ご指摘のとおり期間がどうだったのかというところの反省もございまして、今後そういうものについて速やかに対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口です。

3点ぐらい質問しようと思っっているんですけども、重なるところもあるので、その辺ははしょってという形で、消防のことは議運のときにもやらせていただいて、総務課長、今の答弁のとおりだと思うんです。

11ページの、これから夏にかけて一番、御宿町が昭和40年代はトップを走ってきた海水浴場の観光事業として、いけいけの時代があったわけですが、何度も言いますけれども、海水浴の時代じゃないんですよ、世の中は。ビーチとして捉えるべきなわけで、先ほどからも聞いていて、このコロナもオリンピックもあるし、ワクチンも進んでいる中で、最初から観光課長には、今回、海水浴場を開設したとしても完全に縮小すべきだろうと。なぜならば、中央海岸の1軒の海の家しか出ないのに、何で岩和田と浜を開設する意味がないだろうみたいに、それはやはり、ライフセーバーの監督の林君とも立ち話があって、「きついですよ。縮小してくればそれにこしたことはない」、確かにそのとおりで、お金はかかるし作業も大変だしということで、浜海岸はサーフエリアとして何か開設しないみたいなことで、先ほどのちょっと気になったことは、中央海岸と岩和田海岸を縮小して開設するという意味がよく分からないんですけども、それ、町長が言ったので、中央海岸と、岩和田海岸の縮小して開設するという意味

はどういうことなのかお聞きしたいんですけども。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 例えば、具体的には、実際に開設した中で幾分かの変更といいますか、少々のずれはあるとは思いますが、今、基本的に考えていますことは、中央海岸については、例えば中央案内所の一番、海岸、海に向かってそこを中心とした場合には、およそ監視台を2台置くと。それで、100メートル間隔で、100メートル間を置いて、その監視台2台の外側に100メートルですから合計300メートルですね。大体そのぐらいのエリアで海水浴場を設定したいと。言わばブイを投入したいと。岩和田については、監視台を1台、それで、先ほどちょっと触れましたけれども、岩和田においても今までみたいな売店が出さないけれども、お客さんに対する何らかの行為がなされるということで、申請も3軒から出てきておりますが、監視台は1台だと。範囲が100メートルなのか150メートルなのか、具体的にはそこで決定しますが、そのようなことで縮小という申し上げたわけでございます。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） こういうやっぱりピンチのときにチャンスに変えろみたいな感じで、いい経験ができると思って見ているんですけども、時の流れをやっぱり読むのが第一だと思うんですね。

昨年、事故が起こらなかったのは、もうほとんどべたなぎだったんですよ。全く海が荒れなかった。それは不幸中の幸いだったんです。集中したのは土日。平日なんか全然来ていないですよ、お客さんなんか。

今、いろいろなことで駐車場を開けるとか開けないとか、そういう問題もあって、開設するのであれば駐車場は開けて当然だとは思いますが、思うんですけども、サーフエリアを設定するのか、フリーのエリアの設定するのかということも、まだ多分これからのことだと思うんですけども、特に浜海岸とホテル前、中央までのレッドバロン辺りは、特に離岸流で、あそこが一番危険なところで、もともとサーフエリアで一番はじの浜海岸は、売店も一つあるということで、サーフエリアにしちゃったほうがいいんじゃないかなといっても、なかなか進まなかったことで、今回サーフエリアとしてもう認定という感じで、もうそこにサーフィン自由なような感じでやると、またそれはそれで、サーファー、波があれば経済効果にもつながっていいと思うんですけども、一番中途半端なのは、岩和田海岸が組合の土地ということもあるし、微妙なところなんですけれども、フリーにしておけば全く監視台とか要らないわけで、経

費は見守り隊みたいな人は雇うんでしょから、大体土日あれすれば、そんなに別に無理して何か開設する意味があるのかなというのが感想なんですけれども、それは協会も含めてそちらで決めればいいことなので、ただやはり学生の負担が無理して、1人1件というのは、プロ野球でよく使う秋のキャンプだとか春のキャンプで鴨川辺りも、ホテルを借り切って1人1部屋だみたいな、そういうぜいたくじゃないんですけれども、大学の意向としては多分そういうようなことになるので、ローテーションがやっぱり物を言うと思うので、できれば学生の負担も減らしてあげられればと思っています。その辺に関しては、観光課長も充分承知なのでいいです。

1点なんですけれども、何度も言うようなんですけれども、9ページ、地域おこし協力隊関係事業で、正直言って事業計画がめちゃくちゃですよ。もう去年の秋からどんどん、これ動かさなきゃいけないデッコハウスを、今になってまた地域おこし協力隊を、これ国のお金だからといって税金ですよ。それを投入して、これも来るか来ないかも当てにならないし、来なかったらどうするんだみたいなことで、またこれ事業が立ち行かなくなっているという最悪のパターンで、何が一番僕が言いたいかと思うんですけれども、正直、この物件、僕が無償で提供しました。それは町づくりに協力するからという意味で提供したわけですよ、無償で。不動産会社にとって、大げさなんですけれども命の次に大切な自分の会社、家族がありますけれども。物件というのはもう本当に命と同じぐらい大切なもの。それを提供したんですよ。提供して使ってくれば別に何も言いませんけれども、35年間ですね、祖父から受け継いで必死で守ってきたんですよ、この会社を。ちっぽけながら。それを全く町長はないがしろにしている。その点に関しては、施策なんかどうだっていい、さっさとやってください、これに絶対納得いかない。不動産会社は、このことみんな知っています。協力しませんよ、みんな。こんなことをされたら。

この間の広聴事案で回答書が来ています。これ公文書なので読み上げますけれども、「このたび、令和3年5月24日付で要望のありましたお試し住居事業に関わる件については、先日、施設所有者であるオオタニノブユキさんに来庁していただき、当初どおり町の方針で実施することをお話ししたところ、十分に理解していただき納得していただきました。また、公の場としての御宿町議会議員協議会や、令和3年6月定例議会一般質問での答弁において、私の考えを申し述べていますので、関係者の方々の協議会の開催は必要ないと考えます」。これ、協議会をやってくれという、その必要ないということが分からないから質問しているわけで、全く意味が分からない。そして、これ表に立っているのは、オーナーさんじゃないんですよ。オー

ナーさんと、全て一切の事業を任されている管理会社が窓口なんですよ。俗に言うオーナーさんは、裏の人、管理会社とオーナーさんは契約を結んでいるので、窓口は管理会社なんですよ。その辺ご理解いただかないと、全く不動産会社の方たちとは話合いにも何もならないと思うので、そのことは言うておきます。

そして、この事業、最初から副町長に頼まれて、お手伝いをさせていただきました。この事業のやはり目的とか目標というのは大義があったわけです。20坪の古家のリノベーション、新しいスタイルの宿泊事業のモデルづくり。どのような人が御宿町を訪れるのかの調査を含めた、そういう大義の下に、この物件でのC C R C事業をやってもらうために、気持ちよく提供したわけです。それがお試し住居だけで無償でやったとしたら、今でも来ていますけれども、うちの物件も借りてくれないかと。何でここだけ借りなきゃいけないんだと。それもリノベしなきゃいけないんだと。オーナーさんにも迷惑かけているし、確かにそのとおりで、全く大義がなくなって、ほかのところも、3件ぐらい借り上げないといけないような状況になります、きっと。無償でこういうことをするとしたら。

そして、何が一番問題かという、地域おこし協力隊を雇ったとしても、地域おこし協力隊、ある意味、自営業者で町の職員とかとは全く違う問題で、地域おこし協力隊の子は、それ、事業者プラス、ここでもし1泊5,000円なり1万円取れるんだったら、その方の器量で稼げるわけです。みすみす稼げるものを、町のNPOもある中で、いろいろ協力している方もいる中で、何でじゃ、その方たちを使わないのか、そういうことも出てくるわけです。

この事業をどんどんこういうことをやっている、誰も地域おこし協力隊、秋の時点で出ているんだしたら、僕も何も言いませんけれども、今さら地域おこし協力隊の、無料でいい人が来るはずがない。もう先は見えていると思うんですけれども。町長は自信があると思うので、どうぞこれ、進めてやってみてください。相当難しい事業で、そんな生半可なもので、はい、泊まってください、親戚を泊めるのとわけが違いますので、ある意味御宿町の失態にもつながってくるので、その辺はやってみて結果が出なければ、潔く地元の方とかやりたい人を町なかで公募して、もうその人にやってもらったほうが、来期はですね。来期の話をするのはあれなんですけれども、今期、それなりの結果を出していただくという条件で、ぜひこの事業、やってみてください。見本を見せて、駄目なときは地域おこし協力隊の方は、別のそういう、この物件じゃなくてもいいわけで、そこでまたやってもらえばいいわけで、全く事業計画がめちゃくちゃで、なおかつ1年間、これもう家賃の垂れ流し。町長に言った直営店、直営店舗はいっぱいありますけれども、これはご存知のとおり全てお金取っていますよ。無償でやるなんて

あり得ないですよ、今の世の中。そういう方たちを含めて、移住定住につながるのは、やはりプロの方たちだとか、いろんな人の意見を踏まえてやるのが筋だと思うので、全く、あなたは関係ないみたいなことを言われたら、僕はいいですよ、個人的に、そういうこと言って。うちの会社は許さない、そういうことを言われたら。でもばかなことはしませんよ、大人だから。その辺はしっかりと、別にもう、協議会の開催なんかしなくていいから、事務方としっかりとやってください。答弁は要らないです。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。

まず、ページ13、14、教育関係でちょっと確認だけさせてください。

まず、中学校のネットワークシステム整備ということで、ネットワーク環境が増強されるということなんですけれども、今までこういう状況でこういうことができなかつたんだけれども、これによってこういうことができるようになるというような、何が変わるのかなという部分について少しお聞かせいただければと思います。

○議長（土井茂夫君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 上の36万8,000円の減額をしていると思います。これは令和3年度の当初予算に、中学校のW i - F i 環境が悪いということで、リースで持ち運びのできるルーターをリースしようとしていたところなんです。それが、実際にこの4月を迎えて借りようとしたらないということで、もう製造しないというような形が結果としてあったわけです。それじゃ、この環境がよくなるということ、現在ある、中学校にあるW i - F i 環境を増強して、200人ぐらいが一斉につなげられるような増幅する工事をしようということで、今回改めてそちらを減額して予算を要求したような形になっております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。ありがとうございます。200名、同時で使えるということで、タブレット学習等々、いろんなシーンがこれから考えられると思うんですけれども、すごく明るいニュースだと思います。

それから、同じく学校絡みなんですけれども、学校給食のクラウド決済手数料というのが上がっているかと思っています。直接現金を子どもたちが持って行って先生方が回収するという部分がこれで変わるんだろうなと思うんですけれども、もう少し詳しく、どういうふうな手続がな

るのか、利用者の側から、住民の方の目から見ると、どう変わるのかということについて教えてください。

○議長（土井茂夫君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） クラウド決済の関係についてのご説明をいたします。

現在、御宿小学校では、教材費と給食費を郵便局で引き落としをしています。中学校については、現金を学校に持って行って、先生が集計して、それを、今年の4月から町の予算になりましたので、町の口座に振り込む。小学校についても、ゆうちょから引き出して、千葉銀行の町の口座に振り込んでいるというのが、この4月からなんです。

それは、今までは給食センターにそのままお金を持って行って、別の口座に振り替えているというようなことをやっていたと。先生が確かに年間ですごい金額を扱ってしまうということが、不祥事につながったり先生の手間になったりしているということもありまして、それを口座振替をして、業者に委託して口座振替したものを直接町に振り込んでいただくことと、学校の別の口座に振り込んでいただくことをやろうということで、先生の現金を扱うということ減らそうということで、今回、予算化しようとしているところです。

保護者については、今まで現金を集金させたり、口座で引き落としされていたのにプラスして、現金はもう扱わないんですけれども、口座振替とクレジットで払ったり、あと携帯電話のクレジット決済というのがありますので、その3種類を今考えておりますが、その手数料分を町のほうで見て、業者委託をして、現金を集めたものを町と学校の口座に振り分けてやっていただくということで、先生がお金を扱うことを減らそうということの取組になります。

これは文部科学省のほうで、2022年からに向けてを目途に公会計化を進めてくださいということでの取組の一つということで、まだ結構やっている市町村は少ないんですけれども、先行でうちのほうに取り組むような形になります。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。

保護者さんの立場からすると、クレジットだったり、引き落としだったり、携帯決済だったりいろいろ、手間もかけずに支払いができるというようなことでメリットのあるお話かと思えます。初めてというか、ほかにまだ先行事例も少ない中でということも今伺いました。期待したいと思います。ありがとうございます。

それから、最後になるんですが、何名かの議員の方が地域おこし協力隊員の関係について触

れておられました。私も、せんだっての3月の議会でも積極的な活用をということでお話をさせていただいておりますので、少しだけ触れさせていただきたいと思います。

年度途中でぜひという話をしていたところ、年度途中で1名の採用をということで、私にとっては明るいニュースかなと思っております。

ただ一点、ほかの会議の場でも申し上げさせていただいたんですが、独りぼっちでなかなか連携体制が組めないというところが御宿のこれまで、去年、隊員さん一人だけというところが、ちょっとつらかったんじゃないかなというお話をさせていただきました。今回また年度途中から1名ということで、これは今後のことにもなるんですが、なるべく独りぼっちにならない、多業種で複数の隊員さんが募集されて、着任されて、多業種で連携しながらということもあると思います。あるいは一つの職務に対して複数名を募集して、一つのミッションを協力しながらやっていく。そして当然、地域おこし協力隊というのは、任期が終われば、でき得ることなら、その2年なり3年なりの経験を生かして、この町で事業を起こして仕事をつくって稼ぎ続けるということが、受入れ側も含めて、それからチャレンジだと思って、町外から着任される方も含めて一緒に目指していく、そういう取組だと認識しておりますので、そういったことも含めてなるべく孤立しないというか、いろんな協力体制を組みながら、チームとして動いていけるような、そういった配慮がこの募集の段階からできると、もっともっとよくなっていく。今まで、一つの仕事に一人ついて、うまくいった部分もあったと思うんですが、ほかの議員の方もおっしゃっていたように、ちょっと苦戦していたなというような部分もあったかと思しますので、その辺について、まだこの先も年度途中というのもありと思いますし、来年度に向けてということも含めて配慮いただければなというふうに思っています。

それから、本当にしつこいようで大変恐縮なんですが、いろんな場面、いろんな、この町が抱えている課題で、いろいろやっぱりこの地域おこし協力隊の方たちの力を借りて、しかも、仕事が仕事として、先ほど滝口議員のお話にもありましたけれども、仕事としてきちっと成立していった、この町に住み続けていただくというようなストーリーも一緒に描きながらということをやって、一緒に描きながらやっていけたらなというふうに思っています。この辺についてはやはり町の方針というところで、町長、いかがでしょうか。この辺に関しましてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 地域おこし協力隊については国の制度ということで理解しておりますが、一般的には非常にすばらしい要素だなと思っております。これから可能な中で必要に応じ

てということもありますけれども、地域おこし協力隊を採用していきたい。来られたときにやはり関心を持って、御宿町をよくしようと、御宿町を地域おこししようという基本的な目標のために見えるわけですから、やっぱり、町職員もそうですけれども、ぜひ議員の皆様方にも、これを育てるといふか、指導するといふか、教えたり教えられたりになるわけですから、とにかく御宿町に来ていただけるということは、一つのご縁であると思いますから、どうか温かく見守ってあげて、地域を興すために、ぜひ協力の一端をお願いできればと思います。前向きに考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

9番、伊藤博明さんが退席しましたので、現在の出席議員10名で採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10分間休憩いたします。

（午後 4時17分）

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時32分）

◎請願第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第17、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意

見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りします。

請願第1号は、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

紹介議員、立野暁広さん、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

(5番 立野暁広君 登壇)

○5番(立野暁広君) 5番、立野です。議長より指示がございましたのでご説明いたします。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。

連絡会の構成は括弧内のとおりです。

会長、秋田秀博。

紹介議員、立野暁広。

御宿町議会議長、土井茂夫様。

請願事項。

2022年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていました。次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちととりまく教育環境にも格差が生じています。

国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に記載されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

ご採択いただけますよう、よろしく申し上げます。

○議長（土井茂夫君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本請願につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

採決は挙手によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

◎日程の追加について

○議長（土井茂夫君） お諮りいたします。

ただいま提出者、立野暁広さん、賛成者、北村昭彦さん、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長(土井茂夫君) 発議第1号を配付しますので、しばらくお待ちください。

(意見書配付)

○議長(土井茂夫君) 配付漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) なしと認めます。

立野暁広さん、登壇の上、説明願います。

(5番 立野暁広君 登壇)

○5番(立野暁広君) 5番、立野です。議長より指示がございましたのでご説明いたします。

発議第1号、令和3年6月16日、御宿町議会議長、土井茂夫様。

提出者、御宿町議会議員、立野暁広。賛成者、御宿町議会議員、北村昭彦。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので割愛させていただきます。

なお、意見書につきましては、配付いたしました資料のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長(土井茂夫君) 発議第1号を採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第18、請願第2号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りします。

請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員、立野暁広さん、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

（5番 立野暁広君 登壇）

○5番（立野暁広君） 5番、立野です。議長より指示がございましたのでご説明いたします。

請願第2号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。

連絡会の構成は括弧内のとおりです。

会長、秋田秀博。

紹介議員、立野暁広。

御宿町議会議長、土井茂夫様。

請願事項。

2022年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模な災害、そして、新型コロナウイルス感染症の拡大と立て続

けに発生しました。災害からの復興・感染症の克服は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2022年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

- 1、災害からの教育振興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。
- 2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。
- 5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- 6、既存校舎の改築や更衣室等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 7、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、財政処置を講じること。
- 8、感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることがないように財政措置を講じること、など。

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出いただきたくお願い申し上げます。

ご採択いただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本請願につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、請願第2号は採択することに決しました。

◎日程の追加について

○議長（土井茂夫君） お諮りします。

ただいま提出者、立野暁広さん、賛成者、北村昭彦さん、発議第2号 国における2022年度教育予算拡充に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発議第2号の上程、説明、採決

○議長（土井茂夫君） 発議第2号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

○議長（土井茂夫君） 配付漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） なしと認めます。

立野暁広さん、登壇の上、説明願います。

（5番 立野暁広君 登壇）

○5番（立野暁広君） 5番、立野です。議長より指示がございましたのでご説明いたします。

発議第2号、令和3年6月16日、御宿町議会議長、土井茂夫様。

提出者、御宿町議会議員、立野暁広。賛成者、御宿町議会議員、北村昭彦。

国における2022年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので割愛させていただきます。

なお、意見書につきましては、配付いたしました資料のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 発議第2号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を直ちに採決いたします。

発議第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（土井茂夫君） 以上をもちまして今定例会の議事日程は全て終了しました。

ここで石田町長より挨拶があります。

石田町長。

（町長 石田義廣君 登壇）

○町長（石田義廣君） 令和3年第2回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、3件の報告、1件の諮問と8議案をご審議いただきましたが、いずれもご承認いただきまして、閉会の運びとなりました。ここに厚く御礼を申し上げます。

審議の中でいただきました貴重なご意見を踏まえながら、町政運営に努めてまいります。

議員の皆様方におかれましても、今後ともよろしくご指導、ご協力のほどお願いを申し上げますとともに、暑い季節に入っておりますので、体調など崩されないようお願いを申し上げ、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 議員各位には、慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

以上で令和3年御宿町議会第2回定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 4時53分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 土 井 茂 夫

署 名 議 員 田 中 と よ 子

署 名 議 員 立 野 暁 広